

1人1台端末時代の 学校図書館担当指導主事の 仕事と知識

「学校図書館の整備」から「ICT担当者との協働」まで
教育委員会ができること，学校ができること



《本書の構成》

はじめに 4

1. 指導主事のための 学校図書館基礎知識

1. GIGA スクール構想と学校図書館 6
2. 国の学校図書館行政 11
3. 学校図書館の機能 21
4. 学校図書館で育む「読む力」と「情報活用能力」 25
5. 学校図書館の活用 33
6. 情報教育の進展 37
7. 「学校図書館の活用」と「教育の情報化」 45
8. ICT 活用と学校図書館 49

2. 都道府県教育委員会 ができること

1. 都道府県教育委員会の役割 57
2. 体制づくり 57
3. 学校図書館の整備推進～施設・設備, 資料, 人～ 59
4. 学校図書館活用の推進 62
5. 学校訪問 65
6. 調査研究・評価 65
7. 情報提供 66
8. 啓発・広報 67
9. 各教科等担当指導主事との連携・協力 67
10. ICT 活用教育担当指導主事との連携・協力 68
11. ステップアップで取り組もう 69

3. 市区町村教育委員会 ができること

1. 市区町村教育委員会の役割 …………… 70
2. 体制づくり …………… 70
3. 学校図書館の整備推進～施設・設備, 資料, 人～ …… 72
4. 学校図書館活用の推進 …………… 76
5. 学校訪問 …………… 77
6. 調査研究・評価 …………… 79
7. 情報提供 …………… 80
8. 啓発・広報 …………… 81
9. 各教科等担当指導主事との連携・協力 …………… 82
10. ICT 活用教育担当指導主事との連携・協力 …………… 82
11. ステップアップで取り組もう …………… 83

4. 学校ができること

1. 学校図書館の整備 …………… 84
2. 校長（館長）ができること …………… 85
3. 学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）が
できること …………… 87
4. 教員ができること …………… 92
5. ICT 活用教育の担当者や ICT 支援員との協働で
できること …………… 94
6. ステップアップで取り組もう …………… 96

関連資料

1. 学校図書館ガイドライン …………… 97

はじめに

本書の目的

全国学校図書館協議会では、2019年に初めて「学校図書館担当指導主事研修会」を開催した。学校現場を支援・指導する指導主事の方々に、学校図書館についてより深く理解していただくことが目的であった。指導主事の方々は数年で異動されることも多く、特に学校図書館について専門的に学んでこられた方はほとんどいないと思われる。また、学校図書館に関わる仕事は、各自が担当する指導主事の仕事のうちの量的に見て10分の1くらいならばよいほうであろう。

こうした指導主事の方々に、学校図書館の基礎知識と、学校の管理者や教職員への対応方法のヒントになるような事柄を提供することが、本書の目的である。本書は4章から構成され、第1章は「基礎知識」の解説を、第2章から第4章には「都道府県教育委員会」と「市区町村教育委員会」と「学校」の3者がそれぞれ「できること」の項目を挙げた。2つの「教育委員会ができること」では、内容的に重複する項目が多いが、都道府県教育委員会は当該都道府県内の市区町村教育委員会と学校を、市区町村教育委員会は学校を支援・指導対象とするため、重複は避けられないことであった。

「学校ができること」は、指導主事の方々に読んでいただいて、学校への支援・指導に生かしていただきたい。同時に、学校現場の方々にもぜひ読んでいただき、各学校の学校図書館活用の促進の一助にしていいただければ幸いである。

学校図書館の利活用で「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善

学校図書館の利活用を図り、「児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かす」ことが、2017年・2018年改訂の学習指導要領で求められている。「これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。」（『学習指導要領解説 総則編』）のである。

学校図書館は、読書センター、学習センター、情報センターの3つの機能をもつ。

学校図書館は読書を通して、児童生徒に読書力を育成し人間性を涵養する。読書は、人間として発達段階にある児童生徒に、日本語の美しさを伝え、心震わせる文学体験を提供し、多様な価値観と出会わせ、柔軟な思考を促すことができる。

さらに、2017年・2018年改訂の「学習指導要領 総則」で述べられた「言語能力、情報

活用能力，問題発見・解決能力等」の「学習の基盤となる資質・能力」の育成にも，学校図書館の活用は貢献する。学校図書館が提供する資料・情報を利用する探究的な学習によって初めての状況にも主体的に対応できる「資質・能力」を培うことができる。すべての教科において資料や情報を活用することによって，批判的思考力や創造力等が育成される。

なお，「学校図書館の利活用」という表現は，学習指導要領の総則に「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り」という文章がもとになっているものと思われる。本書においては，文脈に応じて「利用」「活用」「利活用」を用いる。

これからの情報教育と学校図書館

2020年のコロナ禍により，GIGA スクール構想が前倒しで進んでいる。この進行において学校図書館はどのように位置づけられているのだろうか。学校図書館は「特別教室」の扱いであり，無線 LAN 等の ICT 環境が整備されているという保証はない。

課題を設定し，情報を収集し，情報を評価・分析し，情報をまとめ・発表する，その一連の情報活用のプロセスすべてに学校図書館は関わる。「情報をまとめ・作る場」としてプリンタを備えていたり，「発表する場」として電子黒板を備えていたりする学校図書館は珍しくない。学校図書館は教育のインフラである。従って，学校図書館には普通教室と同等以上の ICT 環境が整備されなければならない。また，学校図書館担当者には，多様なメディアの利用を前提として，児童生徒の ICT 活用の支援・指導もできるスキルが必要となる。

教科としての情報教育のほかに，情報活用能力を教科横断的に指導するこれからの情報教育では，学校図書館活用と ICT 活用をバランスよく共に進めていくことが必要となる。すでに教育委員会や学校現場では，「ICT 活用教育推進委員会」と学校図書館担当者中心の「情報教育推進委員会」が立ち上がるなど，両者が協働して情報教育を実施していこうという動きが見られる。

こうした ICT 化の流れにおいて，学校図書館活用の推進に本書が少しでもお役に立てることを願っている。

2021年9月

全国学校図書館協議会
指導主事研修委員会
委員長 堀川 照代

1. 指導主事のための学校図書館基礎知識

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 1. GIGA スクール構想と学校図書館 | 5. 学校図書館の活用 |
| 2. 国の学校図書館行政 | 6. 情報教育の進展 |
| 3. 学校図書館の機能 | 7. 「学校図書館の活用」と「教育の情報化」 |
| 4. 学校図書館で育む「読む力」と「情報活用能力」 | 8. ICT 活用と学校図書館 |

1. 1. GIGA スクール構想と学校図書館

(1) GIGA スクール構想の動向

2019年12月に、文部科学大臣を本部長とする「GIGA スクール実現推進本部」が設置された。2020年に入ってから新型コロナウイルス感染拡大が深刻化し、文部科学省は2月28日に全国の小・中・高校、特別支援学校に臨時休校を要請した。2020年4月7日～5月6日はコロナ禍による第1回緊急事態宣言が発令された。2021年7月現在、東京都に4回目の緊急事態宣言（7月12日～8月22日）が再発令された。こうしたコロナ禍において教育の在り様に変化が迫られるなかで、すべての小中学生に1人1台の端末が整備される「GIGA スクール構想」が前倒しで推進されてきた。

GIGA スクール構想の目的は、文部科学省のリーフレット「GIGA スクール構想の実現へ」に次のように2項目示されている。

- ✓1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

『GIGA スクール構想の実現へ』 文部科学省 https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf 2021.7.20 参照

上記の第1項目はICT環境整備の問題、第2項目はICT活用の問題であり、第2項目の「これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図る」という部分が重要である。「これまでの教育実践」を、印刷資料、AV資料、デジタル資料等を提供している学校図書館を活用する授業ととらえると、学校図書館活用授業とICT活用授業のベストミックスを図ることが肝要となる。

また、文部科学省は、デジタル教科書を2024年度に本格導入する予定であるが、全面移行ではなく「紙と併用」という考え方を萩生田文科相はインタビューに対して示している。

「紙や活字文化は大事で、デジタル教科書に全くなじまない教科もある。24年度の全面移行を前提に議論しているわけではない」……今年度、全国の小中学校で行う実証研究の結果などをふまえ、紙との関係や利用する教科などを検討するという。

(「デジタル教科書『紙と併用』」朝日新聞 2021年5月28日 1面)

2021年7月16日には、「学校施設について議論する有識者会議」の中間報告案が示され、ほぼ了承された。その報告案には、次のように「教室の拡大」のほか、「多目的スペース」や「ICTの活用ができる図書館」にも触れられていた。

国のGIGAスクール構想により、今春から多くの小中学校でパソコンやタブレット端末が1人1台配備されたが、いま使われている機の半数ほどを占める旧規格の机(60センチ×40センチ)では教科書と端末を同時に扱いにくい。今後、より大きな新規格の机(65センチ×45センチ)を増やし、対応する電子黒板や保管庫も置くと、子どもの使えるスペースが狭くなる懸念があった。

中間報告案では、主に公立小中学校を念頭に増築による拡大を提案。…(中略)…教室拡大のほか、個別学習やグループワークに柔軟に使える多目的スペース、ICT(情報通信技術)が活用できる新たな図書館、リフレッシュのため

のラウンジなどの整備の必要性も指摘した。（『教室広げて』文科省通知へ 学校の姿を変える理由は」朝日新聞デジタル 2021/07/16 06:00 <https://news.goo.ne.jp/article/asahi/nation/ASP7H6F62P7FUTIL031.html> 2021.7.20 参照）

（2）ICT活用で変わる教育

児童生徒が1人1台PC 端末を持ち、学習・授業支援システムを利用することによって、教授・学習活動の形態の可能性が大幅に広がる。

確かに、ICT を活用することによって、従来にも増して個々の児童生徒の個別ニーズに対応したり、一斉学習や協働学習を効果的・効率的に実施したりすることができる。対面では発言しにくかった児童生徒がタブレットだと発信しやすくなることもある。学びにおける児童生徒の進捗状況を細かに把握できるので、教員が個々の児童生徒に即した支援・指導ができる。児童生徒の関係性が可視化できるので、授業運営にも役立つ。また、特別な支援の必要な児童生徒たちのニーズにも格段に対応の幅が広がった。ICT の活用は教育の在り方を大いに変えていくであろう。

（3）『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して』

2021年1月に中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して：全ての子供たちの可能性をひきだす、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）』が出された。「社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子供たちの資質・能力を確実に育成する必要がある、そのためには、新学習指導要領の着実な実施」とICT活用が重要とされている。副タイトルに示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげようとするものである。

この報告書には「学校図書館」に関しては、「学校図書館における図書等の既存の学校資源の活用や充実を含む環境整備の在り方・・・も変わっていくものと考えられる」（p.31）と「学校図書館における図書の充実を含む環境整備など既存の学校資源の活用も併せて進める必要がある。」（p.81）と2か所に触れられている。学校図書館の環境整備も学校図書館資源（施設、資料、人）の活用もICT時代に対応できるようにしなければならない。

(4) 2017年・2018年改訂の学習指導要領

2017年改訂の『小学校学習指導要領』（第1章総則 第2教育課程の編成 2教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成）に次の文章がある。これは、中学校、高等学校の学習指導要領にも共通のものであり、特別支援学校も一部文言が異なるが、基本的に同文である。

(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

この2017年・2018年改訂の学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」、「社会に開かれた教育課程」、「カリキュラム・マネジメント」が強調されている。特に高等学校では「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」と名称変更され、「古典探究」「理数探究」など科目名に「探究」が含まれるものが新設されるなど、「探究的な学習」が重視されている。従来の教育が目的としてきた「知識の蓄積」も必要ではあるが、それにも増して、現在から未来の未知な状況に対応できる「資質・能力」の育成が重視されてきたのである。

(5) 学校図書館の利活用で「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善

また、2017・2018年改訂の学習指導要領の「第1章総則」の「教育課程の実施と学習評価」の「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の項目のひとつとして、学校図書館の利活用が挙げられており、次のように解説されている。これはどの校種でも同様である。

また、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

(文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf 2021.7.20 参照)

今回の学習指導要領には、前回の2008年のものと比べて「学校図書館」の文字の出現回数が増加している。多様な授業において資料を利用することで授業展開が膨らみ児童生徒の思考が促される。学校図書館の利活用を通して入手できるさまざまな知識や論拠や例示などの紙あるいはデジタルの情報は、教科書や資料集から与えられる以上の知的刺激に満ちている。児童生徒一人ひとりの意欲を喚起し、主体的・対話的で深い学びへとつながっていく。国語科に限らず、資料や情報を利用することが増えているが、これらの学習活動を支えるのは学校図書館である。また、小学校と中学校の「学習指導要領解説総則編」には付録として「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」として「伝統や文化に関する教育」「主権者に関する教育」などテーマがどの教科のどの学年で何を指導するかの関連性が表示されている。カリキュラム・マネジメントに役立つ資料であるが、教科横断的に学びを連絡調整できるのも学校図書館が全体を俯瞰できる立場にあるからである。

なお、この授業改善に資する役割を発揮できるように、上記に続けて次の留意点が述べられている。

学校においては、このような学校図書館に期待されている役割が最大限に発揮できるようにすることが重要であり、…(中略)…。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望まれる。さらに、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが大切である。(文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編』https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf 2021.7.20 参照)

1.1. GIGAスクール構想と学校図書館のポイント

- ▷ GIGA スクール構想には「これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT ベストミックスを図る」ことが求められている。
- ▷ 2017年改訂の学習指導要領の「第1章総則」の「教育課程の実施と学習評価」に「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」の項目のひとつとして学校図書館の利活用が挙げられている。

1. 2. 国の学校図書館行政

(1)『学校図書館の手引』の作成

戦後の教育改革においてアメリカの学校図書館をモデルとして学校図書館が導入された。その学校図書館は、ジョン・デューイの教育思想に影響を受けていた。彼は、「学校という建物のなかで具体化したいと思っている観念」を図1のように図書室を中央に配して説明している。



図1 学校で具体化したい観念

すべてがこの図書室にともに来りもとめるように、すなわち、実際の仕事に光明を投げ、それに意味と自由な価値をあたえるところの各種の知的資料の集成にすべてが来りもとめるようにされている様式を現している。(ジョン・デューイ著 宮原誠一訳 『学校と社会』 岩波書店 1957 p.86)

このデューイのプラグマティズムの影響を受けていると言われる『米国教育使節団報告書』（1946年3月31日）は、我が国の戦後の新教育を牽引した大きな要因である。1947年に教育基本法、学校教育法が公布され、学校教育法施行規則第1条で学校図書館の設置が義務づけられた。文部省は学校図書館の周知のために1948年に『学校図書館の手引』（文部省師範学校教科書）を刊行した。また、『第二次訪日アメリカ教育使節団報告書』（1950年9月22日）には次のような文章が見られる。

(https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317998.htm)

2021.1.7 参照)

教材センター 各校には図書館用図書其の他の教授資料が適当に備えつけられていなければならない。学校図書館は本だけでなく、教師と生徒で作製した教材をも持っているべきである。また幻燈や映画も経費さえできればつけ加えられてよいであろう。教材センターとしての学校図書館には生徒を助け指導する司書を置き、学校の中心となるべきである。

(2) 学校図書館に関わる法律

① 学校図書館法

我が国の戦後の学校図書館は、米国の学校図書館をモデルに導入され、1953年に「学校図書館法」が制定された。以下は現行の学校図書館法第1～5条である。但し、第2条の小学校、中学校、高等学校の（ ）内の部分は制定時より変更されている。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営) 第四条 (省略)

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

第5条には、司書教諭の設置が義務づけられているが、1953年の学校図書館法にはその養成が整わないために、次の附則が加えられていた。

附則2 (司書教諭の設置の特例)

学校には、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

これが改正されたのは、次項に述べるように1997年であった。

② 子どもの読書活動の推進に関する法律

2000年は国立国会図書館国際子ども図書館の開館を記念して「子ども読書年」とされ、2001年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定された。その第2条に次のように読書活動の意義と読書環境の整備の必要性が述べられている。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

この「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条に基づいて2002年に「子ども読書活動推進基本計画」が作成され、その後、約5年ごとに更新されている。最新のもののは「第四次『子供の読書活動の推進に関する基本的な計画』(おおむね2018年度～

2022年度)である。この基本的な計画には、子どもの読書活動の領域が「家庭、学校等、地域」という3本柱でまとめられている。

また、同第9条第1項において、「都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。」と記されている。

同様に、第9条第2項には、「市町村は、……当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。」と述べられている。

③ 文字・活字文化振興法

2005年制定の「文字・活字文化振興法」では、第8条に次の条文がある。

（学校教育における言語力の^{かん}涵養）

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の^{かん}涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の^{かん}涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

④ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

2019年6月に公布・施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の第9条に次の条文がある。

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館に

ついて、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

⑤ その他

条文に「学校図書館」の文字は見られないが、学校図書館と深く関連のある法律には例えば以下のものがある。

- ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」（2013年公布，2016年施行）
- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」（2019年公布・施行）

(3) 学校図書館法の改正

① 1997年改正～司書教諭の設置等

学校図書館法制定の2年後の1955年にすでに、全国SLAの第6回全国学校図書館研究大会では、学校図書館法附則第2項（当分の間・・・司書教諭は置かないことができる）の即時撤廃等の改正案を決議しているが、それが条件つきで実現されたのは1997年6月11日公布・施行の「学校図書館法の一部を改正する法律」であった。

この法律の改正点は、「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」に次のように説明されている。

改正法令等の概要

(1) 司書教諭講習に関する事項（法第5条関係）

司書教諭講習については、これまで文部大臣の委嘱を受けた大学で行うこととされていたが、大学に加えて大学以外の教育機関も、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとしたこと。

(2) 司書教諭設置の猶予期間に関する事項（法附則第2項及び規模政令関係）

司書教諭設置の猶予期間が平成15年3月31日までの間とされる学校を、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の生徒の数を300で除して得た数とを合計した数）が11以下の学校（以下、「11学級以下の学校」という。）を除くすべての学校としたこと。

(文部科学省「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」
1997年6月11日 https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/012.htm 2021.7.20 参照)

この改正には、参議院本会議および衆議院本会議において、各々6項目の附帯決議が付された。その衆議院の附帯決議の第4, 5項は次のとおりである。

- 4 政府は、学校教育における学校図書館の意義・機能、司書教諭の果たす役割等を勘案し、司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し、担当授業時間数の軽減や司書教諭の専任化を含め、検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- 5 政府及び地方公共団体は、司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては、現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮するとともに、職員配置を含めた、学校図書館整備のための地方公共団体独自の施策を、より一層充実するよう配慮すること。

② 2014年改正～学校司書の配置

ア. 学校司書の法制化

2014年6月27日に「学校図書館法の一部を改正する法律」が公布された。この改正では第6条に「学校司書」の条項が挿入された。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2014年7月29日の「文部科学省の学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」には、次のような文章と「留意事項」がある。

この法律改正は、学校教育における言語活動や探求的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする等とするものです。

3. 留意事項

1. 学校司書の配置については、学校図書館における教育の充実の観点からこれまで自主的に取組が進められてきており、これを踏まえ、平成24年度より、地方交付税措置が講じられているところ。については、今回法改正が行われたことに鑑み、引き続き必要な学校司書の配置に努めるよう留意すること。

2. 学校司書については、その資質能力の向上等に努めることが必要であり、また、その専門性等が一層発揮できるよう、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮が重要であること。

3. 司書教諭については、平成9年の本法改正により、11学級以下の学校においては当分の間置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の職務の重要性に鑑み、司書教諭有資格者の確保及びその発令をより一層計画的に推進し、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう引き続き努めること。

イ. 学校司書の定義

「学校司書の定義」について、2020年度実施の文部科学省の学校図書館調査の「質疑応答集」に、次のように、「学校図書館業務を受託する事業者が雇用する者は該当しない」と説明されている。

本調査における学校司書は、学校図書館法上の学校司書を想定している。学校図書館法上の学校司書は、学校設置者が雇用する職員を想定しているものであり、学校図書館業務を受託する事業者が雇用する者は該当しないとされている。

これは、『改正学校図書館法 Q&A』（学校図書館議員連盟，公益財団法人 文字・活字文化推進機構，学校図書館整備推進会議 2014）の以下の記述に基づくものである。

事業者が学校図書館の業務を請け負っている事例……は，それぞれの自治体が自主的に判断し，実施していることであるが，学校図書館法が新たに位置づける「学校司書」として想定する者は，学校設置者が雇用する「職員」である。事業者が雇用して学校図書館に勤務する者は，校長の指揮監督下になくことから，法の規定する「学校司書」には該当しないと考えている。

(4) 学校図書館関連施策

文部省は 1992 年 10 月に「学校図書館の現状に関する調査」を公立学校を対象に悉皆で実施し，その結果をもとに小中学校の図書館蔵書を当時の 1.5 倍に増やすことを目的として，学級数によって必要な蔵書冊数を示す「学校図書館図書標準」を定めた。この図書の整備のために策定されたのが「学校図書館図書整備新 5 か年計画」（1993 ～ 1997 年度）で，現在は，第 5 次の「学校図書館図書整備等 5 か年計画」（2017 年度～ 2021 年度）が進行中である。

文部省（2001 年 1 月 6 日より文部科学省）は 1995 年度以降，多くの新規事業を立ち上げた。例えば「学校図書館の情報化・活性化推進モデル地域事業」（1995 ～ 2000 年度），「学校図書館資源共有型モデル地域事業」（2001 ～ 2003 年度），「生きる力をはぐくむ読書活動推進事業」（2000 ～ 2005 年度），「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」（2004 ～ 2006 年度），「学校図書館支援センター推進事業」（2006 ～ 2008 年度）などがある。これらの事業に毎回のように応募して，学校図書館整備を着実に進めてきた自治体もある。

2013 年 8 月に「学校図書館担当職員の役割及びその資質向上に関する調査研究協力者会議」が発足し，(1) 学校図書館担当職員の担うべき役割・業務，(2) 学校図書館担当職員の質の確保を図るための方策，について協議された。その報告書が 2014 年 3 月に出され，同年の 6 月に学校図書館法が改正された。

改正法には，第 6 条の第 2 項に「国及び地方公共団体は，学校司書の資質の向上を図るため，研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とあり，第 8 条には，次のように「国の任務」が記されていた。

(国の任務)

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

この8条を受けて、文部科学省は2015年8月に「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を発足した。この会議の報告書として、学校図書館の運営の標準化のための「学校図書館ガイドライン」と、学校司書の専門性を確保するための「学校司書モデルカリキュラム」が2016年にまとめられた。

なお、文部科学省における学校図書館の所管部局は初等中等教育局児童生徒課であったが、2018年10月の文部科学省の組織再編により、学校図書館の整備充実と利活用の促進については、新たに設置された総合教育政策局の地域学習推進課が所管することになった。地域学習推進課は、従前の生涯学習政策局社会教育課が所管してきた公共図書館の業務と、生涯学習政策局青少年教育課が所管してきた子どもの読書活動の推進に関する業務と併せて、学校図書館、公共図書館、子どもの読書活動関係の政策の総合的な促進を行う。

また、司書教諭・学校司書の養成等に関する業務は、総合教育政策局の教育人材政策課が担当する。教育人材政策課は、従前の初等中等教育局と高等教育局に分かれていた教員の養成・採用・研修の業務を一元化して担当し、併せて、生涯学習政策局で行われていた社会教育指導主事等や司書教諭・学校司書の育成に関する業務も一体的に行うこととなったのである。

(5)「学校図書館の現状に関する調査」

文部科学省の「学校図書館の現状に関する調査」は、司書教諭発令状況のほか、2005年度から「学校図書館担当職員の状況」を調査してその配置学校数をまとめている。2008年度以降、「学校図書館の現状に関する調査」は隔年の実施となり、その調査結果

は、Web上に公表されている（学校図書館の現状に関する調査結果：文部科学省（mext.go.jp））。

調査結果は、学校図書館における「人的整備の状況」「物的整備の状況」「読書活動の状況」に分けられ、参考資料として、「公立学校における司書教諭発令状況等（都道府県別）」と「全市町村における学校図書館図書標準の達成状況」が掲載されている。

「学校図書館の現状に関する調査」は、2016年度までは隔年であったが、その後の調査は2020年度に実施されている。

(6) 学校図書館議員連盟

文部省が「学校図書館図書標準」を定めた1993年は、国の学校図書館行政が活性化したと言える年であるが、同1993年12月に、超党派の有志議員による「子どもと本の議員連盟」が発足した。当面の活動として①学校図書館法の改正、②国立の国際子ども図書館の設立、を挙げており、1994年に国立国会図書館支部上野図書館に国際子ども図書館を設置することが決定されたことを受けて、同議員連盟は1995年6月に「国際子ども図書館設立推進議員連盟」と改称し、さらに2000年5月5日の「国際子ども図書館」の部分開館後に、「子どもの未来を考える議員連盟」へと改称した。

2011年6月1日に「学校図書館活性化協議会」が設立された。同協議会は「子どもの未来を考える議員連盟」と「文字・活字文化推進機構」、「学校図書館整備推進会議」の3者から構成されたものである。「文字・活字文化推進機構」は、2007年に「国民の言語活動（読む・書く・考える・伝える）を支援し、文化の発展と創造的な国づくりをめざす」ことを目的に設立された公益財団法人であり、「学校図書館整備推進会議」は1996年10月に、日本図書館協会、全国SLA、読書推進運動協議会（読進協）など子どもの本や学校図書館に関わる団体により発足したものである。

「学校図書館活性化協議会」は、「1 教職員養成課程における図書館活用教育の必須化」「2 読書時間のカリキュラム化」「4 学校司書の全校配置、司書教諭の専任化の推進」を含んだ6項目を「国会、自治体の具体的な政策課題」として挙げていた。

2014年3月の文部科学省の「学校図書館担当職員の役割及びその資質向上に関する調査研究協力者会議」の報告書の発表後、同2014年4月25日に、「学校図書館活性化協議会」を母体として、河村建夫衆議院議員を会長に超党派の国会議員による「学校図書館議員連盟」が設立された。

「学校図書館議員連盟」は、学校司書の法制化に関して、全国SLAや学校図書館整備推進会議、日本図書館協会、学校図書館問題研究会、学校図書館を考える全国連絡会からヒヤリングを行い、同2014年6月初めに「学校図書館法の一部を改正する法律」の骨

子案や要綱等を各党に提示した。この法案が衆議院本会議，参議院本会議において全員賛成で可決されて，学校図書館法の改正が6月27日に成立したのである。

学校図書館議員連盟らの2014年作成のパンフレットには，「[学校図書館] 議員連盟は今後とも，学校図書館の運営の改善や向上のため，附則で提案された課題を含め，さまざまな視点から幅広く検討し，政官民協力のもと国をあげて法の具現化に努める」と記されている。

1.2. 国の学校図書館行政のポイント

- ▷ 学校図書館は，戦後の『第二次訪日アメリカ教育使節団報告書』（1950年9月22日）のなかに教材センターとして提示されていた。
- ▷ 学校図書館に関わる法律には，主なものに「学校図書館法」「子どもの読書活動の推進に関する法律」「文字・活字文化振興法」などがある。
- ▷ 1953年制定の学校図書館法は，これまで2回改正された。1997年改正は司書教諭の設置に，2014年改正は学校司書の配置に関することであった。
- ▷ 特に1993年以降，「学校図書館図書標準」の設定をはじめとした多くの施策が展開されてきた。
- ▷ 2014年に超党派の国会議員による「学校図書館議員連盟」が発足し，学校図書館法改正に大きな力となった。その設立趣旨には「学校図書館のさらなる改革・改善に挑戦していく」と記されている。
- ▷ 2016年に「学校図書館ガイドライン」と「学校司書モデルカリキュラム」が発表された。

1.3. 学校図書館の機能

(1) 学校図書館の3つのセンター機能

学校図書館は，学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり，①読書センター機能，②学習センター機能，③情報センター機能の3つのセンター機能を持っている。これらの機能は『学習指導要領解説 総則編』（2017）に，次のように説明されている。

- ①児童の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能
- ②児童の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能
- ③児童や教職員の情報ニーズに対応したり、児童の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能

1953年の学校図書館法第2条には、学校図書館の目的が次のように定義されている。

第二条 この法律において「学校図書館」とは、…（中略）… 図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

条文の「学校の教育課程の展開に寄与する」は、上記の学習センター機能に、「児童又は生徒の健全な教養を育成する」は読書センター機能にあたりと考えられ、当時は情報センター機能という概念はなかった。このセンター機能は、『児童生徒の読書に関する調査研究協力者会議（報告）』（文部省 1995年8月）で提言されたものである。10の提言のうちに「学校図書館は子供のオアシス、学校の読書センターにしよう」と「学校図書館を学校の学習情報センターにしよう」の項目があった。

これに続いて、2008年改訂学習指導要領の「解説 総則編」でも、「①児童が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と②豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を発揮することが求められる」と、2つのセンター機能が示されていた。

2016年11月に「学校図書館ガイドライン」が発表されたが、そのなかでは上記の3つのセンター機能が示されていた。「学習・情報センター」を各々別個の機能として表現することで、学校図書館が情報活用能力を育成することを明確にしたものであった。

しかし、これら3つの機能は実際には別個のものではなく、互いに関連し合う不可分なものである。それを図示したものが図2である。

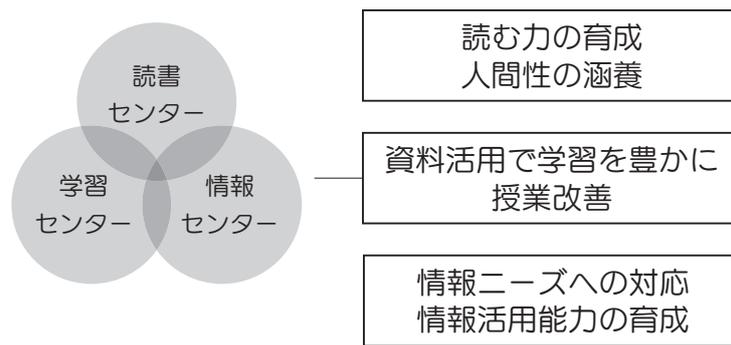


図2 学校図書館の機能

(2) 読書による読む力と人間性の育成: 読書センター機能

図書館は読書する場所であると、伝統的にとらえられてきた。読書は文学作品を読むばかりではない。2004年の文化審議会答申には、「ここでいう読書とは、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べたりするために関係する本を読んだりすることなども含めたものである。」(『これからの時代に求められる国語力について』文化審議会 2004)と定義されている。

また、PISAでは非連続型テキストを読むことも調査対象とされている。物語や記録文などの連続型テキストに対して、グラフや図表、写真、絵、地図などを非連続型テキストという。文章理解だけでなく、グラフや図表等が読めなければならない。

成長途上にある児童生徒にとって読書することの意義は大きく分けて2つある。そのひとつは、文字・語彙・表現等を学び、音読、黙読、速読などの読む技術を身につけ、テキストの内容を理解し思考を深めていくという「読む力」を培うことにある。

もうひとつは、「人間性の涵養」である。文学作品では、登場人物と同一化して登場人物の感情や行動を疑似体験し、感情管理の方法や生きていく方法に触れることができる。異なる価値観や他の人生と出会うことで、人間としての幅広さを身につけていく。想像力や創造力、共感や思いやりなど、感性を高め人間として成長する上で読書は欠かせない。1冊の本が人生を左右することもある。1冊の本によって生きていく力を感じることができる。児童生徒のその時その時に心に響く1冊を手渡すことが、学校図書館の目的のひとつである。

(3) 資料・情報活用による言語能力や思考力等の育成: 学習センター機能

教科学習において、教科書や資料集以外の資料を使用することを通して、児童生徒の理

解を深め思考を深めて、より質の高い学びを展開することができる。「目の前の子どもたちが変わる」とは、図書館活用を実践している教員の言である。

例えば、小学校入学当初、読みの力には差があるので、文字なし絵本を他校や公共図書館から借りて使用した例では、一人ひとりの児童の読みの力に左右されない学びが可能となった。小学校でリーフレットを作成する際に、観光用や行政PR用などの多様なリーフレットを学校司書に用意してもらい、それらのリーフレットを分析して多くの気づきを得た上でリーフレットを作成すると、何も参照しないで作成した前年度よりはるかに素晴らしい出来栄のリーフレットが完成した。社会科でディベートを行う中学生が、学校図書館で資料を探して学び、根拠となるデータをもとに論陣をはることができた例もある。また、中学生が国語科で「中国残留孤児」のテーマの詩を読み解く際に、その背景的な知識・事実を学校司書がブックトーク仕立てで説明したことによって、前年度までの詩を読んだだけの場合より、格段と深い感想が見られた例もある。

資料活用により児童生徒の学びが主体的・対話的で深いものとなる。活用する資料には①読書材とする資料、②教材として利用する資料、③学習テーマを深める・豊かにする資料、④調べ学習や探究学習に利用する資料、⑤制作の見本となる資料、⑥個々の児童生徒のニーズに即した資料など多様な目的に用いられる。いずれの場合でも、授業全体を、児童生徒の個々の学びを、そして教員の授業力を、豊かで深いものにすることができる。

(4) 探究的な学習による情報活用能力の育成：情報センター機能

学校図書館界では、従来から「学び方を学ぶ」という表現があり、これが前述したように、図書館の利用法を指導する「図書館利用指導」から探究のプロセスを基にした「情報を使う力（情報リテラシー）の育成」へと拡大してきたのである。そして探究的な学習を通して、情報活用能力、課題解決能力を育むことがめざされてきた。

また、情報活用能力は、情報のインプット・アウトプットというプロセスとしてとらえることもできる（図3）。

遭遇した状況に応じて必要な情報を取り入れる（インプットする）場合、何が問題になっているのか、必要な情報は何なのか、その情報はインターネットか事典か人に聞くか、どうやって入手したらよいかなどを検討しなければならない。収集した情報が役に立つものかどうか選択することも必要である。そして収集した情報を自分のなかで把握し、批判的に検討し、分析・統合して新たな自分なりの情報としてまとめ、発信する（アウトプットする）。アウトプットは、レポートのような物としてまとめることも、発言することも、行動することもある。これは情報がアナログであってもデジタルであっても同様である。

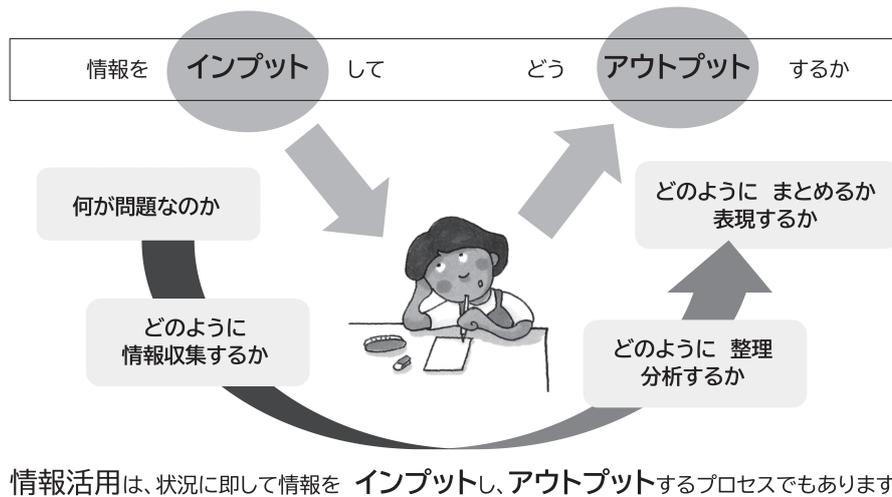


図3 情報のインプット・アウトプット

1.3. 学校図書館の機能のポイント

- ▷ 学校図書館は、①読書センター、②学習センター、③情報センターの機能をもつ。
- ▷ 読書センター機能では、読む力を育成し、人間性を涵養する。
- ▷ 学習センター機能では、すべての教科で資料活用することにより、主体的・対話的で深い学びを実現し、授業改善につながる。
- ▷ 情報センター機能では、児童生徒及び教職員の情報ニーズに対応し、情報活用能力を育成する。

1.4. 学校図書館で育む「読む力」と「情報活用能力」

(1) 読書活動と読書指導

読書活動は成長途上にある児童生徒が人生を豊かに生きる力を身につけていくために極めて重要である。2001年成立の子ども読書活動の推進に関する法律には「読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。」とある。

読書活動とは、児童生徒が読書に取り組む活動である。本などを読むこと、情報を得るこ

と、得た情報生かして発展的に取り組むこと等の活動である。学校内のみならず学校外・家庭生活にまで及ぶ。一方、読書指導は、読書活動によって何を求めるのか目的や課題を持ち、読書活動を通してどのように課題を解決していくのかを明確にしながら取り組んでいく指導である。読書力や読書習慣が身につくよう適切な読書指導が重要である。読書は、本来、個の営みであり、個々の内面における主体的な活動の要素が大きいため、全体への読書指導とともに児童生徒個々に寄り添った読書指導も大切になってくる。

また、この読書指導は、学校図書館や国語科を中心としながら、各教科、特別活動など学校生活すべてにおいて行うべきものである。読みの力は、すべての学習の基礎であり、特に、読書は学習指導要領国語科の知識技能に位置づけられ、学習が読書活動に結びつくよう、発達段階に応じて系統的に指導することが求められている。

読書生活を豊かにするために、本を読むことに重きをおくのはもちろんのこと、読んだ内容を表現すること、紹介し合うこと、感想・意見を交流し合うこと等、多様な読書活動が生み出され、広く実践されてきている。そこには、的確な読書指導がなされる必要がある。読書活動や読書行事に漠然と取り組んでいけばよいということではない。計画的継続的な読書指導があってこそ、主体的意欲的に活動する読書活動力や読書習慣・読む力が児童生徒に身についていく。例えば、ビブリオバトルを国語科の授業で行うのか、読書週間希望者が図書委員会活動の取組の一環として行うのかで読書指導のねらいが違ってくる。全体のねらいと個のねらいを明確にした指導により、本による思考力・表現力等を育成する機会になり、新たな読書の意欲にも、読書コミュニケーション形成の機会にもなりうる。

また、情報リテラシーを身につけさせていく上でも、読みの力は重要である。学習指導要領国語科の「読むことの言語活動例」でも示されているように、情報を収集する・まとめる段階でのスキル獲得を発達段階に応じて計画的に読書指導していく必要がある。

(2)「読書指導」の改善・充実

2017年の『学習指導要領』の「国語」の内容は、[知識及び技能]と[思考力、判断力、表現力等]の大きく2つに分けられ、[知識及び技能]のなかに「読書」が含まれた。これは小・中・高校に共通である。

中央教育審議会答申において、「読書は、国語科で育成を目指す資質・能力をより高める重要な活動の一つである。」とされたことを踏まえ、各学年において、国語科の学習が読書活動に結びつくよう〔知識及び技能〕に「読書」に関する指導事項を位置付けるとともに、「読むこと」の領域では、学校図書館などを利用

して様々な本などから情報を得て活用する言語活動例を示した。(『学習指導要領(平成29年告示)解説 国語編』2017)

また、読書の定義を次のように示している。これは2004年の文化審議会答申の定義が踏襲されたものである。

「読書」とは、本を読むことに加え、新聞、雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する資料を読んだりすることを含んでいる。

[思考力, 判断力, 表現力等] のなかに従来の「A 話すこと・書くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の3領域がある。この「C 読むこと」の言語活動例は以下の通りである。表から明らかなように、「述べる」や「伝え合う」ほかに「説明する」「報告する」「提案する」など目的をもった言語活動を含めて発展的・協働的な活動が例示されている。これは2008年の学習指導要領の小学校の言語活動例に「読むこと」「感想を書くこと」「利用すること」など自己完結型の例が多く示されていたことと比較しても、「読むこと」のなかに多様な資料の利用による思考力および情報活用能力の育成が含められるよう変化してきたことは明らかである。

小学校第 1 学年及び第 2 学年	小学校第 3 学年及び第 4 学年	小学校第 5 学年及び第 6 学年
<p>ア 事物の仕組みを説明した文章などを読み、分かったことや考えたことを述べる活動。</p> <p>イ 読み聞かせを聞いたり物語などを讀んだりして、内容や感想などを伝え合ったり、演じたりする活動。</p> <p>ウ 学校図書館などを利用し、図鑑や科学的なことについて書いた本などを読み、分かったことなどを説明する活動</p>	<p>ア 記録や報告などの文章を読み、文章の一部を引用して、分かったことや考えたことを説明したり、意見を述べたりする活動。</p> <p>イ 詩や物語などを読み、内容を説明したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。</p> <p>ウ 学校図書館などを利用し、事典や図鑑などから情報を得て、分かったことなどをまとめて説明する活動。</p>	<p>ア 説明や解説などの文章を比較するなどして読み、分かったことや考えたことを、話し合ったり文章にまとめたりする活動。</p> <p>イ 詩や物語、伝記などを読み、内容を説明したり、自分の生き方などについて考えたことを伝え合ったりする活動。</p> <p>ウ 学校図書館などを利用し、複数の本や新聞などを活用して、調べたり考えたりしたことを報告する活動。</p>
中学校第 1 学年	中学校第 2 学年	中学校第 3 学年
<p>ア 説明や記録などの文章を読み、理解したことや考えたことを報告したり文章にまとめたりする活動。</p> <p>イ 小説や随筆などを読み、考えたことなどを記録したり伝え合ったりする活動。</p> <p>ウ 学校図書館などを利用し、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。</p>	<p>ア 報告や解説などの文章を読み、理解したことや考えたことを説明したり文章にまとめたりする活動。</p> <p>イ 詩歌や小説などを読み、引用して解説したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。</p> <p>ウ 本や新聞、インターネットなどから集めた情報を活用し、出典を明らかにしながら、考えたことなどを説明したり提案したりする活動。</p>	<p>ア 論説や報道などの文章を比較するなどして読み、理解したことや考えたことについて議論したり文章にまとめたりする活動。</p> <p>イ 詩歌や小説などを読み、批評したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。</p> <p>ウ 実用的な文章を読み、実生活への生かし方を考える活動。</p>

『学習指導要領（平成 29 年告示）解説 国語編』（2017）の「C 読むこと」の言語活動例

(3)「探究的な学習」とは

「探究的な学習」については2008年改訂時の学習指導要領解説に図が初めて掲載されたが、それと同様の解説と図（図4）が、2017年改訂の『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』に掲載されている。以下は、その説明文である。

児童は、①日常生活や社会に目を向けた時に湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付け、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考えや意見などをまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく。要するに探究的な学習とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことである。（『小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』2017）

探究的な学習における児童の学習の姿

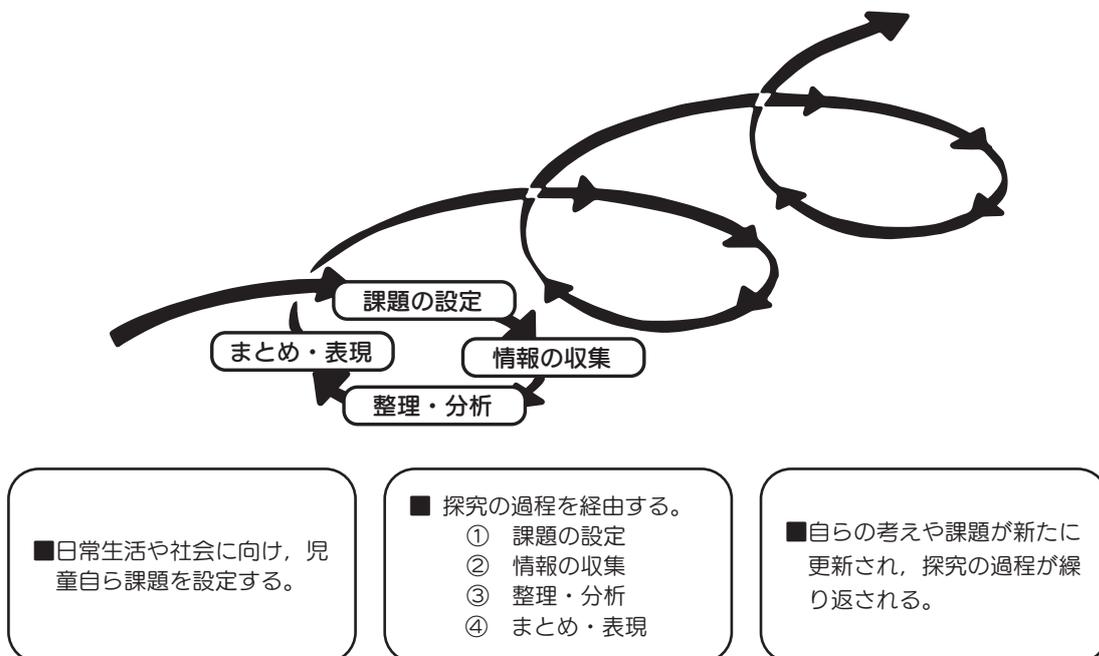


図4 探究的な学習における児童の学習の姿

以上は小学校の「解説と図」であるが、これと同一のものが、中学校と高等学校の学習指導要領の2008年改訂時にも2017年改訂時にも、その『学習指導要領解説 総合的な学習（探究）の時間編』に、「児童」を「生徒」に代えて記載されている。

この探究的な学習の考え方は、1990年代に発表されたいくつかの「探究プロセスモデル」が基になっているものと思われる。特によく知られているモデルは、1990年にアイゼンバーグ (M.

B.Eisenberg) とベルコヴッツ (R.E.Berkowitz) が発表した「ビッグ6スキル」モデル (The Big6) である。これは図5の6段階で探究プロセスをとらえたものである。

探究的な学習において、児童生徒は最初からスムーズにこのプロセスを辿れるわけではない。このプロセスを試行錯誤しながら行ったり来たりしてプロセス自体を繰り返し経験するのである。それにより、今、自分がどの段階にいるか、どの方向へ進めばよいかを推論できるようになり、だからこそ新しい課題に出会っても、自分でプロセスを作ることが

1. 課題を明確にする
2. 情報探索の手順を考える
3. 情報源の所在を確認し収集する
4. 情報を利用する
5. 情報を統合する
6. 評価する

図5 「ビッグ6スキル」モデル

探究プロセスを行ったり来たり繰り返す & 情報活用スキルを学ぶ

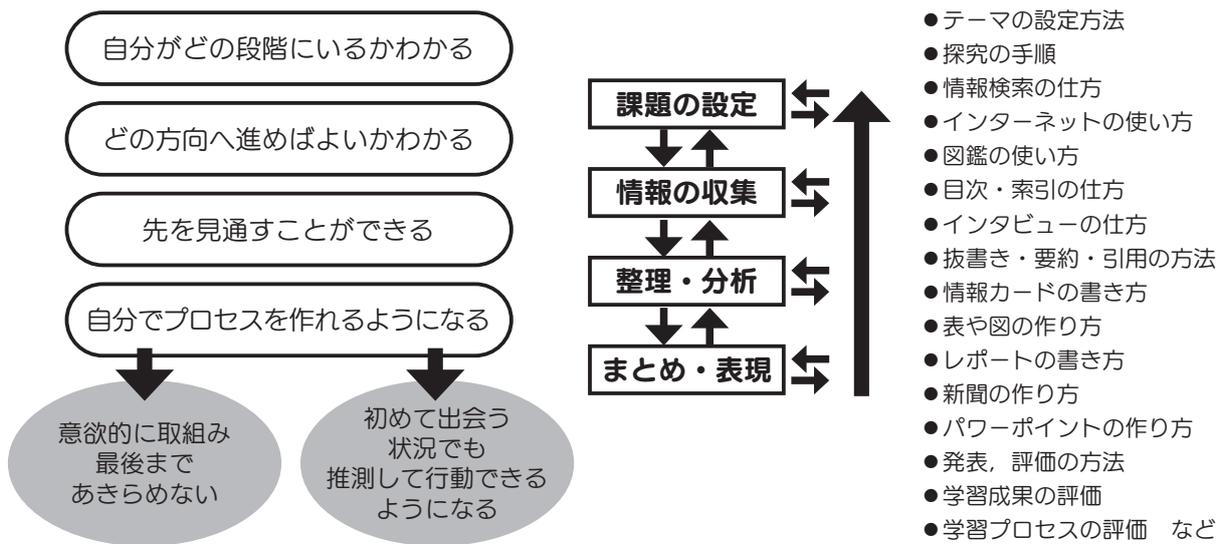


図6 探究プロセス

できるようになるのである。プロセスを辿り、自分なりの目標に辿りつくことができた成功体験の積み重ねの結果、児童生徒は意欲的に取り組み最後まであきらめない、そして、初めて出会う状況でも推測して行動ができる資質や能力を身につけていくのである。(図6)

また、プロセスの各段階(文部科学省のモデルでは4段階)では、必要に応じた情報スキル(課題の設定方法、情報源の選択と利用法、図表の読み方など教科横断的な多くのスキル)を身につけていく。これらは児童生徒に任せておけば自然に身につくものではない。周りからの指導・支援が必要である。「今はどの段階にいる?」「何が必要だと思う?」などオープンクエスションの対話により主体的に考えさせること、情報スキルの指導を各教科が個別に行うのではなく、過不足のないように段階的・系統的に指導する計画を全校で共有し実践することが重要である。

この探究的な学習はまた、児童生徒が個別に進めることも、協働で進めることも、それらを組み合わせて進めることもできる。そこでは主体的・対話的で思考が深まる学びが展開されよう。学習のねらいに即して、指導者はどのような情報源をどのように利用するか、どのように指導するかを各教科との関連において計画を立てる。教授・学習活動には、担当教員のほか司書教諭や学校司書とのチーム・ティーチングも効果がある。

(4)「情報活用能力」(情報リテラシー)とは

探究的な学習によって児童生徒に培われるもののひとつが「情報活用能力」である。

「情報活用能力」という語は、臨時教育審議会の「教育改革に関する第二次答申」(1986年4月23日)に初めて見られたもので、次のように記されていた。

社会の情報化の進展に伴い、情報活用能力(情報リテラシー——情報および情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質)をどの程度身に付けるかによって、個人が情報手段を主体的に活用できるか、情報化の弊害の中に埋没してしまうかがかなり左右される。さらに、個人の社会的、文化的な活動能力に格差が生じ、それが累積的に拡大する可能性がある。

上記に「情報活用能力(情報リテラシー)」とあるように、この1986年の臨時教育審議会第二次答申で記述された「情報活用能力」は、明らかに「インフォメーション・リテラシー」の訳語と思われる。

その「インフォメーション・リテラシー」は、米国情報産業協会の会長ツルコウスキー

(P.G.Zurkowski) が 1974 年に最初に用いた語である。情報産業に携わる人は、「インフォメーション・リテラシー」(以下、情報リテラシー)、つまり情報の読み書き能力をもっているべきであるとされた。

その後、アメリカ図書館協会に情報リテラシー委員会が設けられ、1989年に最終報告書が出されたが、そのなかに情報リテラシーが次のように説明されている。

情報リテラシーがあるというのは、情報が必要であるときを認識でき、必要な情報の所在を知る能力をもち、必要とした情報を評価し、効果的に利用できる能力があるということである。…(中略)…つまり、情報リテラシーがある人というのは、学び方を知っている人である。学び方を知っているというのは、知識を通して学習することができるように、知識がどのように整理されていて、どのように見つけだせばよいか、どのように情報を利用したらよいかを知っていることである。(Presidential Committee on Information Literacy: Final Report | Association of College & Research Libraries (ACRL) (ala.org) 2021.1.14参照)

米国の図書館界では、1960～70年代に分類や配架法等の図書館利用法を支援することが一般的となり、1980年代には、あるテーマに関する探索法をまとめた「パスファインダー」(例えば「地球温暖化」というテーマで調べるときに参考となる情報源がリーフレット等の形式でまとめられているもの)が開発され、1990年代からは探究プロセスモデルに基づいて探究プロセスを経験させることが重視されてきた。すなわち、図書館利用指導の延長上に情報リテラシーの育成があるのである。

1.4. 学校図書館で育む「読む力」と「情報活用能力」のポイント

- ▷ 「探究的な学習」の文部科学省の4段階モデルは、1990年代に発表された「探究プロセスモデル」が基になっている。
- ▷ 探究的な学習では、各段階を行ったり来たり繰り返しながら、探究プロセス自体を学ぶことと、各段階に必要な情報活用スキルを学ぶことが必要である。
- ▷ 探究的な学習で得られるもののひとつに情報活用能力がある。
- ▷ 情報活用能力は、図書館で従来から目標とされてきた「学び方を学ぶ力」であり、情報活用能力の育成は、学校図書館利用指導の延長上にあるものである。

1. 5. 学校図書館の活用

(1) 学校図書館の活用は資料・情報の活用だけではない

学校図書館は、「資料，施設・場所，担当者」から構成されており，ほかに教育プログラムをもっている。従って，学校図書館の活用とは，資料や情報の活用ばかりではない。前節で主に資料・情報の活用について触れたので，ここでは，場所と学校図書館担当者の活用について述べる。

① 学校図書館という場所

「1.2. (1)」(p.11) に引用したように，学校図書館は当初から「実際の仕事に光明を投げ，それに意味と自由な価値をあたえるところの各種の知的資料の集成」と意図されていた。学校図書館は，「知が集積された場」であり，「知を横断的に見られる場」である。

図7のように，「米」というテーマでも，それに関する資料は，さまざまな類に含まれている。また同じテーマでも，絵本もあれば，一般資料や新聞，ファイル資料，参考資料もあり，AV資料やインターネット資料もあるというように，資料の種類も多様に提供できる。加えて，複数の資料・情報を同時に見比べて思考することができる。

また，さまざまな困難や生きづらさを感じる児童生徒にとって，学校図書館という場は，「心の居場所」となることもある。

② 学校図書館担当者

学校図書館に担当者がいるからこそ，学校図書館の活動・サービスがある。資料・場所の整備，資料の選択・受入・保存，展示や貸出，レファレンスサービス等，資料や情報の世界と利用者の世界を結びつける多種多様な仕事がある。そうした担当者の基本的業務のほか，授業者の依頼に応じて，授業の導入でブックトークを行ったり，高等学校の課題研究においてガイダンスを行ったりするプログラムがある。コレクションとしての資料・情報があり，学校図書館担当者がいてこそ，学校図書館の教育プログラムが始動する。

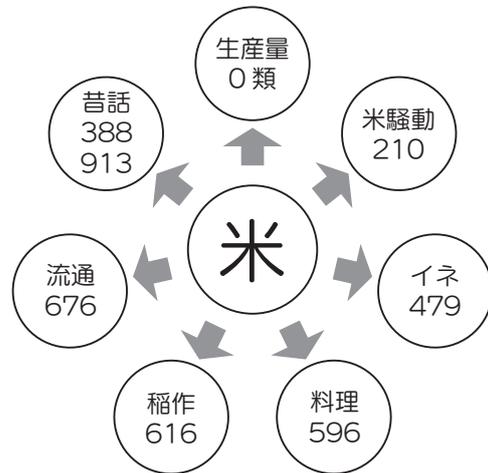


図7「米」の側面による分解

(2) 学校図書館の教育プログラム

資料を活用した教育プログラムには、読み聞かせやブックトークなどの読書推進活動や、授業の一環として学習テーマに関連した資料を紹介したり、読書感想文の書き方を指導したりするような授業と連携したプログラムがある。また情報活用能力の育成の面からは、①「図書館利用指導（オリエンテーション）」、②特定の情報源の利用指導、③特定のテーマに関する情報源とプロセスの指導、④資料・情報活用プロセス全体にわたる指導、がある。

図書館の利用指導は、1948年刊行の『学校図書館の手引』（文部省編 師範学校教科書）に掲載の「図書および図書館利用法」が嚆矢である。1948年の『手引』には、次の14項目が指導事項として挙げられていた。

- A. 図書館の見学、 B. 図書館の機能と利用、 C. 館内において、よい市民としてふるまうこと、 D. 図書の構成、 E. 図書の印刷部分、 F. 分類および図書の排列、 G. カード目録、 H. 辞書および百科事典、 I. 参考書、 J. 雑誌および雑誌索引、 K. 図書目録の作り方（ある主題についての書目の作り方）、 L. ノートの取り方、 M. 討論法と時事問題、 N. 文献の評価

その後、文部省の1953年の「学校図書館基準（案）」では「図書館教育」と呼ばれ、1959年発表の「学校図書館基準」以降の『学校図書館の手引』では「図書館の利用指導」と呼ばれている。この図書館利用指導は、1990年代以降の探究モデルの開発に影響をうけて、探究プロセスをもとにした情報活用能力の育成へと進んできたのである。前節の繰り返しになるが、学校図書館では、図書館利用指導の延長上に情報活用能力（情報リテラシー）の育成があるのである。

全国SLAでは、「資料・情報を活用する学び方の体系表」を1992年3月に発表している。「小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校」と発達段階に分け、「Ⅰ情報と図書館、Ⅱ情報源の探し方、Ⅲ情報源の使い方、Ⅳ情報のまとめ方」の4領域で、指導事項を体系化したものである。これは、「情報資源を活用する学びの指導体系表」として2019年1月に改訂された。発達段階の分け方は同様であるが、領域が「Ⅰ課題の設定、Ⅱメディアの利用、Ⅲ情報の活用、Ⅳまとめと情報発信」と変更されている。（図8）

(3) 司書教諭と学校司書の職務

① 司書教諭の職務

司書教諭は、読書指導と情報活用能力育成の専門家である。学校図書館活用をカリキュラムに位置づけて、学校図書館活用教育を推進する。

読書指導の年間計画と情報活用能力育成の年間計画や指導事項体系表の作成を全校に働

情報資源を活用する学びの指導体系表

2019年1月1日 公益社団法人全国学校図書館協議会

本体表は、児童生徒の実態を踏まえて各学校や地域で独自の体系表を作成する際の参考とするため、標準的な指導項目と内容を示したものである。また、必要に応じて児童生徒の活動や情報資源・機器の種類等を例示している。

凡例 「◎」 指導項目 「◇」 内容 「※」 例示

	I 課題の設定	II メディアの利用	III 情報の活用	IV まとめと情報発信
小学校低学年	◎課題をつかむ ◇教科学習の題材、日常生活の気づきから考える ◇見学や体験での気づきから考える ◎学習計画を立てる ◇学習の見通しをもつ ◇テーマが適切かどうか考える ◇テーマ設定の理由を書く	◎学校図書館の利用方法を知る ※図書館のきまり ※学級文庫のきまり ※本の借り方・返し方 ※図書の種類・概要 ※目次や索引の使い方 ◎学校図書館メディアの利用方法を知る ※絵本、簡単な読み物、自然科学の本、図鑑 ※コンピュータ、タブレット	◎情報を集める ※観察、見学、体験 ※インタビュー ※図書資料、図鑑 ※コンピュータ、タブレット ◎記録の取り方を知る ◇カードやワークシートに書き抜く ◇タブレットやデジタルカメラで写真を撮る ◇日付や資料の題名・著者名を記録する	◎学習したことを相手や目的に応じた方法でまとめ、発表する ※口頭、絵、文章 ※絵カード、クイズ ※紙芝居、ペープサート、絵本、劇 ※コンピュータ、タブレット ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇調べ方を評価する ◇まとめ方を評価する
小学校中学年	◎課題をつかむ ◇学習の題材、日常生活の気づきから考える ◇見学や体験での気づきから考える ◎課題について話し合う ◇フラワーカードなどを利用する ◎学習計画を立てる ◇調べの方法を考える ◇学習の見通しをもつ ◇テーマが適切かどうか考える ◇テーマ設定の理由を書く	◎学校図書館の利用方法を知る ※日本十進分類法（NDC）のしくみと構築のしかた ※レファレンスサービス ※ファイル資料 ※地域資料、自校資料 ◎公共図書館の利用方法を知る ※検索のしかた、レファレンスサービス ◎学校図書館メディアの利用方法を知る ※図書資料、百科事典、国語辞典、漢字辞典、地図 ※新聞、雑誌 ※コンピュータ、タブレット	◎情報を集める ※観察、見学、体験 ※ゲストティーチャー、インタビュー ※図書資料、百科事典、国語辞典、地図、図表 ※新聞、雑誌 ※コンピュータ、タブレット ◎記録の取り方を知る ◇記録カードに記録する（抜き書き・要約） ◇タブレットやデジタルカメラで写真を撮る ◎集めた情報を目的に応じて分ける ◎情報の利用上の留意点を知る ※著作権、引用のしかた、出典の書き方 ※個人情報保護	◎学習したことを相手や目的に応じた方法でまとめ、発表する ※文章、新聞、ポスター、リーフレット ※クイズ ※絵本、劇 ※発表会、展示 ※コンピュータ、タブレット ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇メディアの使い方を評価する ◇調べ方を評価する ◇まとめ方を評価する ◇発表のしかたを評価する ◇ポートフォリオなどを利用する
小学校高学年	◎課題をつかむ ◇学習の題材、日常生活での興味関心から考える ◇ウェビングなどの発想法を利用する ◎大テーマから中・小テーマを設定する ◎学習計画を立てる ◇調べの方法を考える ◇学習の見通しをもつ ◇テーマ設定の理由を書く	◎学校図書館の利用方法を知る ※日本十進分類法（NDC）のしくみと構築のしかた ※目録のしかた ※レファレンスサービス ◎各種施設を使用する ※公共図書館 ※博物館、資料館 ※地域の施設 ◎メディアの種類や特性を知る ※図書資料、参考図書（事典、年鑑） ※地図 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料、視聴覚メディア ※電子メディア ※人的情報源、見学、観察、実験、体験	◎情報を集める ※図書資料、参考図書（事典、年鑑） ※地図、図表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料、視聴覚メディア ※電子メディア ※人的情報源、見学、観察、実験、体験 ◎記録の取り方を知る ◇記録カードに記録する（抜き書き・要約） ◇タブレットやデジタルカメラで写真を撮る ◇ファイル資料を作る ◇ノートに記録する ◇情報機器で記録する ◇資料リストを作る ◎情報を比較して評価する ◇複数の情報を比較、考察する ◇必要な情報を選択する ◎情報の利用上の留意点を知る ※インターネット情報 ※著作権、引用のしかた、出典の書き方 ※情報モラル ※個人情報保護	◎学習したことを相手や目的に応じた方法でまとめ、発表する ◎集めた情報を整理する ◇調べたことと自分の考えを区別する ◇図表に表す ◇写真や映像、音声を取り入れる ◇資料リストを付ける ◎学習したことを相手や目的に応じた方法で発表する ※展示、掲示 ※開演、レポーター ※発表会、実験 ※コンピュータ、タブレット ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇メディアの使い方を評価する ◇調べ方を評価する ◇まとめ方を評価する ◇発表のしかたを評価する ◇中間発表会をする ◇ポートフォリオなどを利用する
中学校	◎課題を設定する ◇課題設定の理由を文章で書く ◎目的に合った発想法を利用する ◎学習計画を立てる ◇調べの方法を考える ◇学習の見通しをもつ	◎学校図書館を効果的に利用する ※分類、構築のしくみ ※コンピュータ目録 ※レファレンスサービス ◎目的に応じて各種施設を利用する ※公共図書館 ※博物館、資料館、美術館 ※行政機関 ◎メディアの種類や特性を生かして活用する ※図書資料、参考図書 ※地図、年表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料 ※電子メディア ※人的情報源、フィールドワーク	◎情報を収集する ※図書資料、参考図書 ※地図、図表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料 ※電子メディア ※人的情報源、フィールドワーク ◎情報を記録する ◇ノートやカードに記録する ◇情報機器で記録する ◇情報源を記録する ※著者、ページ数、出版社、発行年 ※発行者、URL、確認日 ◎情報を分析し、評価する ◇複数の情報を比較、考察する ◇目的に応じて評価する ◎情報の取り扱い方を知る ※インターネット情報 ※著作権、引用のしかた、出典の書き方 ※情報モラル ※個人情報保護	◎学習の成果をまとめる ◇相手や目的に応じた方法でまとめ、発表する ◎事実と自分の意見を区別する ◎課題解決までの経過を記録する ◎資料リストを作成する ◎学習の成果を発表する ◇相手や目的に応じた発表の方法を考える ※口頭、レポーター、ポスター、実験 ※タブレット、電子黒板、コンピュータ ◇わかりやすく伝えるための工夫をする ※色づかい、表やグラフ、エフェクト ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇課題設定や学習計画の妥当性を検証する ◇利用したメディア、情報を評価する ◇課題が解決できたかどうかを評価する ◇まとめた成果物を評価する ◇相手や目的に応じて適切に発表できたかどうかを評価する ◇中間発表会をする ◇ポートフォリオなどを利用する
高校	◎課題を設定する ◇課題設定の理由を文章で書く ◎達成目標を設定する ◎学習計画を立てる ◇課題解決の戦略・方策を検討する ◇まとめ方の構想を立てる	◎学校図書館の機能を理解し、効果的に活用する ※分類、構築のしくみ ※情報の検索 ※レファレンスサービス ◎目的に応じて各種施設を利用する ※公共図書館 ※博物館、資料館、美術館 ※行政機関 ◎大学等の研究機関 ◎メディアの種類や特性を生かして活用する ※図書資料、参考図書 ※地図、年表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料 ※電子メディア ※人的情報源、フィールドワーク	◎情報を収集する ※図書資料、参考図書、白書 ※地図、図表 ※新聞、雑誌 ※ファイル資料 ※電子メディア ※人的情報源、フィールドワーク ◎情報を記録する ◇記録の方法を考える ※ノート、カード、複写、切り抜き ※撮影、ICT機器 ◇情報源を記録する ※著者、ページ数、出版社、発行年 ※発行者、URL、確認日 ◎情報を分析し、評価する ◇複数の情報を比較、考察する ◇情報源を評価する ◎情報の取り扱い方を知る ※インターネット情報 ※著作権、知的財産権 ※情報モラル ※個人情報保護	◎学習の成果をまとめる ◇相手や目的に応じた方法でまとめ、発表する ◎事実と自分の意見を区別する ◎課題解決までの経過を記録する ◎資料リストを作成する ◎学習の成果を発表する ◇相手や目的に応じた発表の方法を考える ※口頭、レポーター、ポスター、実験 ※タブレット、電子黒板、コンピュータ ◇わかりやすく伝えるための工夫をする ※色づかい、表やグラフ、エフェクト ◎学習の過程と結果を評価する（自己評価・相互評価） ◇課題設定や学習計画の妥当性を検証する ◇利用したメディア、情報を評価する ◇課題が解決できたかどうかを評価する ◇まとめた成果物を評価する ◇相手や目的に応じて適切に発表できたかどうかを評価する ◇中間発表会をする ◇ポートフォリオなどを利用する

図8 情報資源を活用する学びの指導体系表

<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/20190101manabinosidoutaikihyou.pdf>

きかける。特に、教科横断的な「学び方のスキル」「情報活用スキル」をどの教科のどの学年で指導するか、「習得」「活用」「探究」のレベルをどこで実施するか等を、全校で検討することが必要である。

また、学校図書館という立場からは全教科を横断的・俯瞰的に把握できるので、共通テーマへの各教科のアプローチの方法を全校に伝達し共有することができる。司書教諭は、これらの教科横断的な「読む力」「情報活用スキル」「共通する学習テーマ」という面から、カリキュラム・マネジメントを提案していくことができる。

② 学校司書の職務

学校司書は、資料・情報の専門家である。学校図書館を整備し日々の運営にあたる。児童生徒と本の世界を結びつけて、人としての成長を促す手助けをする。読書活動を推進し、児童生徒が読書の喜びを知り、読書習慣を形成するよう支援する。調べ学習においても多様な媒体の情報（源）の性質を知り、その利用を支援する。学校司書は、児童生徒の読みのレベルや知的・精神的発達段階を知り、適切な対応方法、資料・情報の提供方法を知っている者である。

2014年3月に『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質向上方策等について（報告）』が出された。同年6月に学校図書館法の改正により「学校司書」が法制化されたが、3月発表のこの報告書には、「学校図書館担当職員」となっている。その職務として図9が掲載されている。図9の「直接的」「間接的」というのは、利用者に対する表現である。

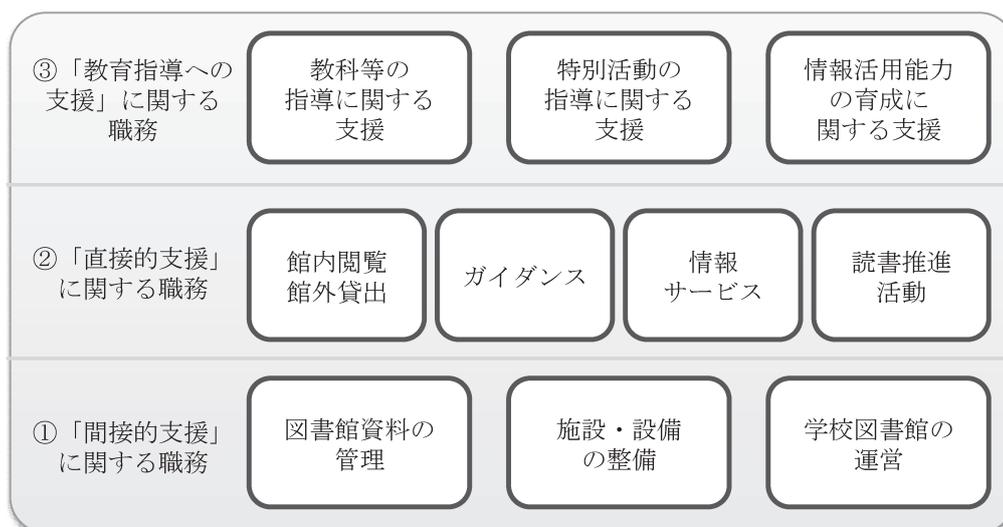


図9 学校図書館担当職員の職務（イメージ図）

③ 司書教諭と学校司書の協働

学校司書の配置が進むにつれ、学校図書館は学校司書にまかせておけばよいという意識が見られることも事実である。しかし、学校図書館活用をカリキュラムに位置づけ、カリキュラム・マネジメントを提案できるのは、教員である司書教諭である。学校司書は、資料・情報の性質を知り、利用方法を知っている専門家である。司書教諭と学校司書が専門的役割を果たして車の両輪のように協働してこそ学校図書館は十全に機能する。

1. 6. 情報教育の進展

(1)『情報教育に関する手引』1990, 2002

前節で述べたように、臨時教育審議会の「教育改革に関する第二次答申」（1986年4月23日）に初めて「情報活用能力」の語が使用され、その育成の必要性が強調された。その後、1990年7月に『情報教育に関する手引』（文部省）が刊行された。

この1990年の『手引』においては、情報活用能力を構成する4つの基本的な考え方や各教科等との関連が示されている。また、情報教育関係の分掌として次の図10が示されていた。

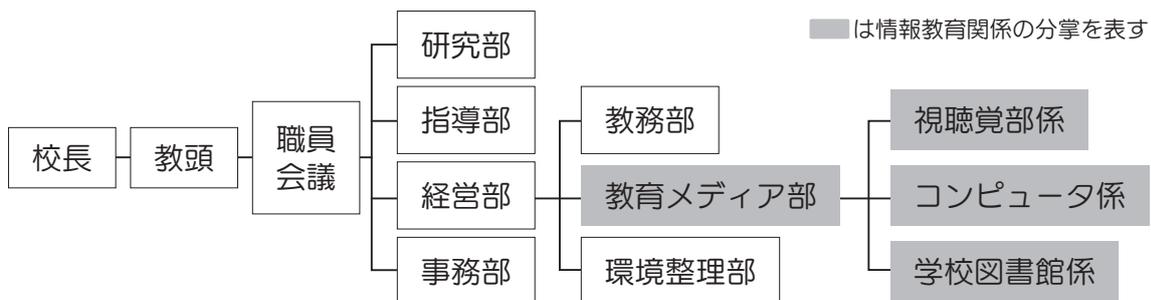


図10 部・係として位置づけた例

2002年には、『情報教育の実践と学校の情報化：新「情報教育に関する手引」』（文部科学省）が出された。その「第2章 初等中等教育における情報教育の考え方」の「第1節 情報教育の位置付け」に「教育の情報化」と「情報教育」の目的が次のように示されている。

「情報化に対応する教育」あるいは「教育の情報化」の目的は、①子どもたちの情報活用能力の育成、すなわち体系的な「情報教育」の実施に加え、②各教科等の目標を達成する際に効果的に情報機器を活用することを含むものである。

すなわち、初等中等教育における「情報教育」は、「生きる力」の重要な要素として、中学校技術・家庭科や高等学校情報科にとどまらず、教育活動全体を通じて、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の三要素から構成される「情報活用能力」をバランス良く、総合的に育成することを目標としている。(p.24)

情報教育の実施領域・教科として挙げられた、中学校の「技術・家庭科」の「情報とコンピュータ」の領域は、それまでの「情報基礎」の領域に代えて1998年改訂の学習指導要領で新設された領域であり、高等学校の普通教科「情報」は、1999年改訂の学習指導要領で新設された科目である。

2002年の『手引』では、1990年の『手引』で4つの構成要素から説明された情報活用能力は、上記のように「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3つから構成されるものと整理され、指導実施の領域や教科が新設されて、ここに、「情報手段」(コンピュータ)の適切な利用を主目的とする情報教育が体系化されたと言える。

しかし、小学校においてはこれまでと同様、各教科で指導するとされており、「第2章 初等中等教育における情報教育の考え方」の「第2節 各学校段階における情報教育の在り方 1. 小学校段階(1) 発達段階等への配慮」には次の文章が見られる。

小学校はクラス担任制であるため、児童がコンピュータや情報通信ネットワーク等を活用する体験は、担任教員が情報教育に取り組む姿勢によって格差を生じる恐れがある。仮に、活用体験の異なるクラスの児童がクラス替えで一緒になると、グループ学習の際などに、児童の間で役割分担が決まってしまう、機器の操作に慣れていない児童は、ますます、触れ、慣れ親しむ機会を失うことになりかねない。このようなことを避けるためにも、各学年段階で、およその活用体験の目安を定め、必要に応じて、担任教員同士や、司書教諭、専科教員とのチームティーチングを行うなどして、同学年の児童の間に格差が生じないような配慮をすることが大切になる (p.32-33)

また、「第4章 情報化に対応した指導体制」の「4. ティーム・ティーチングの活用」にも、司書教諭の文字が見られる。

なお、ティーム・ティーチングの導入の際には、コンピュータ活用に関する経験が深い教員や、学校図書館を活用した教育活動において中心的な役割を果たす司書教諭等と連携したり、指導計画の段階からそれぞれの教員の役割分担について共通理解を図るなど、ティーム・ティーチングの効果をさらに上げるための工夫が大切である。(p.95)

さらに、2002年の『手引』には、「第5章 情報通信環境の整備」の「3. 教育用コンピュータの配置」に「(3) 学校図書館」が挙げられている。

学校図書館については、図書のほかにVTRやDVDと言った映像メディアやコンピュータ、インターネットなど、いろいろなメディアを兼ね備えたメディアセンターとしての機能を強化することが求められている。

このため、学校図書館には、数台のコンピュータを配備し、CD-ROM等の教材や情報通信ネットワークで提供される学習情報を利用できるように整備を進めていくことが必要である。また、蔵書のデータベース化を進め、ネットワークにより地域の学校図書館や公共図書館と蔵書等の共同利用化を図るなど、必要な図書について、学校を越えた共用化を促進できるよう環境整備を進めていくことも必要である。

さらに、平成15年度から、12学級以上の学校におかれることとされている司書教諭には、今後、読書活動の充実とあわせて学校における情報教育推進の一翼を担うメディア専門職としての役割を果たしていくことが求められる。また、司書教諭には、学校図書館の学習情報センターとしての機能を生かして、児童生徒に情報活用能力を身に付けさせていくことや児童生徒の調べ学習に適切な指導助言を行うなど、これらの多様なメディアを活用した学校教育の展開について中心的な役割が期待されている。(p.107)

実際、「学校における情報教育推進の一翼を担うメディア専門職」としての役割を果たしている司書教諭が見られた。特に小学校では、情報主任を兼任している司書教諭や、コンピュータ教育を担っている司書教諭が存在した。

しかし、1997年の学校図書館法改正により、2003年4月以降12学級以上の学校には司書教諭が必置になったとはいえ、ほとんどの学校で司書教諭の授業時数の軽減措置はなく、学級や教科担任、クラブ活動の顧問等で多忙な毎日を送る多くの司書教諭には、学校図書館の日々の運営ですら厳しい状況にあった。しかも11学級以下の学校では「司書教諭は…置かないことができる」というままであった。

(2)『教育の情報化に関する手引』2009, 2020

2002年の『新「情報教育に関する手引」』の後、2009年3月に『教育の情報化に関する手引』が文部科学省から発表された。手引のタイトルが「情報教育」から「教育の情報化」と変化した。その「教育の情報化」は次の3つから構成されるとしている。

- ・情報教育 ～子どもたちの情報活用能力の育成～
- ・教科指導におけるICT活用 ～各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用～
- ・校務の情報化 ～教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保～

これは、従来のコンピュータ室中心の情報教育から、校内のどの教室においても、どの教員であってもICTを活用する教育へと転換あるいは拡大したことを示している。この2009年の『手引』には、「司書教諭」の文字は全編を通じて見られない。「第6章 校務の情報化の推進」に校務の情報化による業務軽減の説明に立場として挙げられていたのは、「管理職、教員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、事務職員」であった。「司書教諭」は教員に含まれ、「学校司書」はまだ法制化されておらず、常駐する担当者が不在の「学校図書館」は場として認識されているにすぎなかったからであろう。

2019年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が公布・施行され、同2019年12月に「GIGAスクール構想」の発表があった。

2020年6月に、『教育の情報化に関する手引（追補版）』（文部科学省）が発表された。この『手引』では、「教育の情報化」の3つの側面が2009年版と同様に「情報教育、ICT活用教育、校務の情報化」と説明されており、「今回改訂された学習指導要領におい

では、初めて『情報活用能力』を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、教科横断的にその育成を図ることとした。」と述べられている。その2017年・2018年改訂の学習指導要領では、小学校及び特別支援学校小学部では、ICTの基本的な操作を習得するための学習活動及びプログラミング教育を各教科の特質に応じて計画的に実施するよう記され、高等学校においては情報科の科目を再編し、必修科目として「情報Ⅰ」が新設された。

(3) 学校図書館を活用した情報教育

学校図書館活用においても情報活用能力の育成はその目的のひとつである。「1.5. (2) 学校図書館の教育プログラム」で見たように、学校図書館の情報活用能力育成は利用指導の延長上のものであり、情報リテラシー、つまり「学び方を学ぶ力」の育成でもある。千葉県袖ヶ浦市教育委員会では2002年から小学校・中学校の「学び方ガイド」を作成している。『袖ヶ浦市小学校学び方ガイド』は現行のものは2018年発行の第3版であるが、約20年前の2002年の初版から、すでに資料の利用ばかりでなく、カメラの使い方や発表の仕方など、学習のプロセス全体を網羅する「情報を使う力」が指導事項とされてきたことが、その目次(図11)から明らかである。

東京都杉並区立井荻小学校では、図12、図13のような「学校図書館年間指導計画」を作成している。表の左右に「情報活用能力の育成指導」と「読書指導」が示され、中央

I 資料を集める	17. E-mail の利用法	IV 調べたことを発表する
1. 学校図書館の使い方		30. 調査研究の発表法
2. 図書の分類	II 資料を整理する	31. 視聴覚機器の利用法
3. 本のつくり	18. ファイル資料の作り方	32. ワークショップの開き方
4. 公共図書館の使い方	19. 資料リストの作り方	33. 話し合いの仕方
5. 博物館での調べ方	20. 記録カードの作り方	V 資料
6. 百科事典の使い方		34. 官公庁、各種団体一覧
7. 新聞記事の使い方	III 調べたことをまとめる	35. 袖ヶ浦市役所に聞いてみよう
8. 統計資料の利用法	21. 絵や文でのまとめ方	36. 学習に役立つホームページ
9. フィールドワークの方法	22. 資料のまとめ方	37. 著作権について学ぼう
10. 電話のかけ方	23. 図や表による要約法	38. 中央図書館案内
11. ファックスの使い方	24. 報告文のまとめ方	39. 長浦おかのうえ図書館案内
12. 図書検索の仕方	25. 紙芝居でのまとめ方	40. 郷土博物館案内
13. インタビューの仕方	26. 新聞の作り方	FAX 送付書
14. デジタルカメラの使い方	27. お礼の手紙の書き方	
15. ビデオカメラの使い方	28. プレゼンテーションの使い方	
16. インターネットの利用法	29. ホームページの作り方	

図11 「袖ヶ浦市小学校学び方ガイド」(2002)の目次

I 課題の設定(1課題をつかむ 2学習計画を立てる)
 II メディアの利用(1学校図書館 2メディアの種類や特性)
 III情報の活用(1情報収集 2記録の取り方)
 IVまとめと情報発信(1相手や目的に応じたまとめ、発表 2自己評価・相互評価)

	情報活用能力の育成指導	情報資源活用体系表の記載番号				井荻小情報活用能力段階表と関係する知識・技能	読書指導
		I	II	III	IV		
4月	(国)こんなものみつけたよ 【図書館利用の方法】 →☆(生)学校探検 ・図書館の場所をおぼえよう		1				(国)おはなしの新しいな【読み聞かせ】
5月	(国)としょかんへいこう 【図書館利用の方法】 ・学校図書館へ行く ・学校図書館でのきまりを知る ・読みたい本を選んで、読書に親しむ		1 2				
6月							(国)あいうえおで あそぼう【関連読書】 ・言葉遊び歌を楽しむ (国)おおきな かぶ【関連読書】 読書旬間 I
7月	(国)としょかんと なかよし 【図書館利用の方法、読書記録】 ・読書記録を書く ・予約の方法を知る		1 2				読書の振り返り(1学期)
9月	(国)うみのかくれんぼ【調べ学習】 ・図鑑や科学読み物等から、他の生き物の隠れ方を調べて友達と交流する (生)あきとなかよし ・やさしい図鑑を見る	1 2	1 2	1 2	1 2		(国)こえにだしてよもう【関連読書】
10月	本の扱い方【図書館利用の方法】		1				読書旬間 II
11月	(国)じどう車ずかんをつくろう 【調べ学習】 ・「じどう車しょうかいカード」を作る ・カードを交換して読み合う ・やさしい図鑑の使い方を知る (生)あきとあそぼう ・木の葉の本、木の葉遊びの本、工作の本などを参考に作る	1 2	1 2	1 2	1 2	○電源ON/OF F、ログイン操作 ○タッチ操作 ○ロイロノートを活用した授業体験	(国)むかしばなしをよもう/おかゆのおなべ【読書活動】 ・読みたい昔話を選んで読み、カードを書く
12月	本のおうちをおぼえよう 【図書館利用の方法】 ・本の一次区分を知る ・絵本の分類を知る		1 2				麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(2学期)
1月							
2月	(国)どうぶつ赤ちゃん【調べ学習】 ・動物の赤ちゃんについて違いを調べる ・気づいた違いを発表し合う	1 2	1 2	1 2 3	1 2	○ロイロノート等を活用した簡単な調べ学習	読書旬間 III
3月							麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(一年間)

図 12 学校図書館年間指導計画 第1学年(杉並区立井荻小学校)

学校図書館年間指導計画 第6学年

令和3年度

I 課題の設定(1課題をつかむ 2学習計画を立てる)
 II メディアの利用(1学校図書館 2各種施設 3メディアの種類や特性を知る)
 III 情報の活用(1情報収集 2記録の取り方 3情報の比較・評価 4情報利用の留意点)
 IV まとめと情報発信(1相手や目的に応じたまとめ 2発表 3自己評価・相互評価)

	情報活用能力の育成指導	情報資源活用体系表の記載番号				井荻小情報活用能力段階表と関係する知識・技能	読書指導
		I	II	III	IV		
4月	(国)地域の施設を活用しよう 【公共施設利用の方法】 ・記録カードの書き方		2	2			(国)春の河／小景異情 [関連読書] (国)帰り道 [関連読書、読書記録]
5月							(国)笑うから楽しい／時計の時間と心の時間 [関連読書]
6月	(国)【情報】情報と情報をつなげて伝える (国)私たちにできること [調べ学習] ・身のまわりにある問題について考える ・提案文を書くための資料を集める ・グループで話し合い提案する (総) オリンピック・パラリンピック	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索(効果的な単語) ○新聞活用 ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成	読書旬間 I
7月							(国)私と本／森へ [読書活動] ・テーマを決め本を読む ・グループブックトーク 麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(1学期)
9月	(国)利用案内を読もう [メディアの読み方] (総) 弓ヶ浜移動教室 ・下田や磯の生き物について調べまとめ →(社)日本の歴史	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索(効果的な単語) ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成(構造図、新聞等)	(国)せんねん まんねん [関連読書] (国)やまなし／イーハートヴの夢 [関連読書] ・宮澤賢治作品を読む
10月							読書旬間 II
11月	(国)『鳥獣戯画』を読む 【情報】調べた情報の用い方(引用、出典、著作権) 日本文化を発信しよう [関連読書、調べ学習] ・題材を決める ・情報を集める ・パンフレットを作る ・感想を伝え合う	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索(効果的な単語) ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成	(国)古典芸能の世界 [関連読書] (国)大切にしたい言葉 ・座右の銘
12月	(家)日本の伝統的な食文化に学ぶ	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索(効果的な単語) ○著作権	麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(2学期)
1月	(社)日本とのつながりの深い国々 ・国別地誌の資料で調べる ・日本との違いに着目しポスターを書く (社)世界の未来と日本の役割 →(総)国際理解	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索(効果的な単語) ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成	(国)詩を朗読してしょうかいしよう [関連読書] (国)メディアと人間社会／大切な人と深くつながるために／プログラミングで未来を創る [関連読書]
2月	(理)生物と地球の環境との関わり ・問題を見つける ・地球環境との関わりを調べる ・考察をまとめる ・話し合う	1 2	1 3	1 2 3 4	1 2 3	○Webページの検索(効果的な単語) ○著作権 ○効果的ツールの選択 ○プレゼン資料作成	読書旬間 III
3月							(国)海の命 [関連読書] 麦の穂の会 ・おはなしを聞き楽しむ 読書の振り返り(一年間)

図 13 学校図書館年間指導計画 第6学年 (杉並区立井荻小学校)

に「井荻小情報活用能力段階表と関係する知識・技能」が明示されている。「情報資源活用体系表の記載番号」というのは、図8 (p.35) の全国学校図書館協議会の「情報資源を活用する学びの指導体系表」の領域別の見出しにこの学校が付与した番号である。

学校図書館では、印刷資料の利用から始まって、資料のデジタル化にともなって学校図書館におけるICT活用へと進む場合も、また、最初から学校図書館活用とコンピュータ中心の情報教育が統合されて進められてきた場合もあった。

(4)「情報教育」の概念

情報教育の目的は情報活用能力の育成であるという定義によれば、1990年代から急速に進められてきた主に「コンピュータ・リテラシー」（コンピュータの読み書き能力）の教育も、学校図書館活用による「情報リテラシー」（情報の読み書き能力）の教育も情報教育である。

学校図書館は、印刷資料からAV資料、電子資料等さまざまな資料を収集・提供する機能をもち、図書資料もインターネット情報も提供する。各種の情報を加工してパスファインダーやリンク集などを作成して提供する。学校図書館の情報教育は、「学び方を学ぶ」とも表現されてきたもので、教科横断的なものとして図書館の利用指導、特定の情報源の利用指導、特定のテーマに関する情報源とプロセスの指導、情報活用プロセス全体にわたる指導を行う。

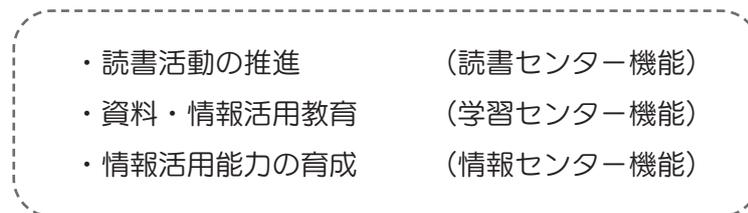
1.6. 情報教育の進展のポイント

- ▷ 1998年改訂の学習指導要領で中学校の技術・家庭科に「情報とコンピュータ」領域が新設され、高等学校で普通教科「情報」が新設された。
- ▷ 1990年に『情報教育に関する手引』が、2002年に『情報教育の実践と学校の情報化：新情報教育に関する手引』が発表された。そのなかには学校図書館と司書教諭への期待が述べられていた。
- ▷ 2009年に『教育の情報化に関する手引』が、2020年にその「追補版」が発表された。「教育の情報化」は、「①情報教育、②教科指導におけるICT活用、③校務の情報化」の3つから構成されるものと説明された。
- ▷ 2017年・2018年改訂の学習指導要領により、情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力と位置づけられ、教科横断的にその育成を図るものとされた。
- ▷ 学校図書館では、従来から教科横断的な「学び方を学ぶ力」を情報活用能力として位置づけてきており、学校図書館を活用した情報教育が実施されてきた。

1. 7. 「学校図書館の活用」と「教育の情報化」

(1)「学校図書館の活用」と「教育の情報化」の構成要素

「教育の情報化」が「情報教育（情報活用能力の育成），教科指導における ICT 活用，校務の情報化」の 3 つの構成要素で捉えられたように，「学校図書館の活用」も 3 つのセンター機能に対応する次の 3 つの構成要素があると捉えることができる。



「学校図書館の活用」と「教育の情報化」の 3 つの構成要素を比較して図示すると図 14 になる。

① 「資料・情報活用教育」と「ICT 活用教育」

「資料・情報活用教育」は，すべての教科で図書館を活用して授業全体を深め豊かにし

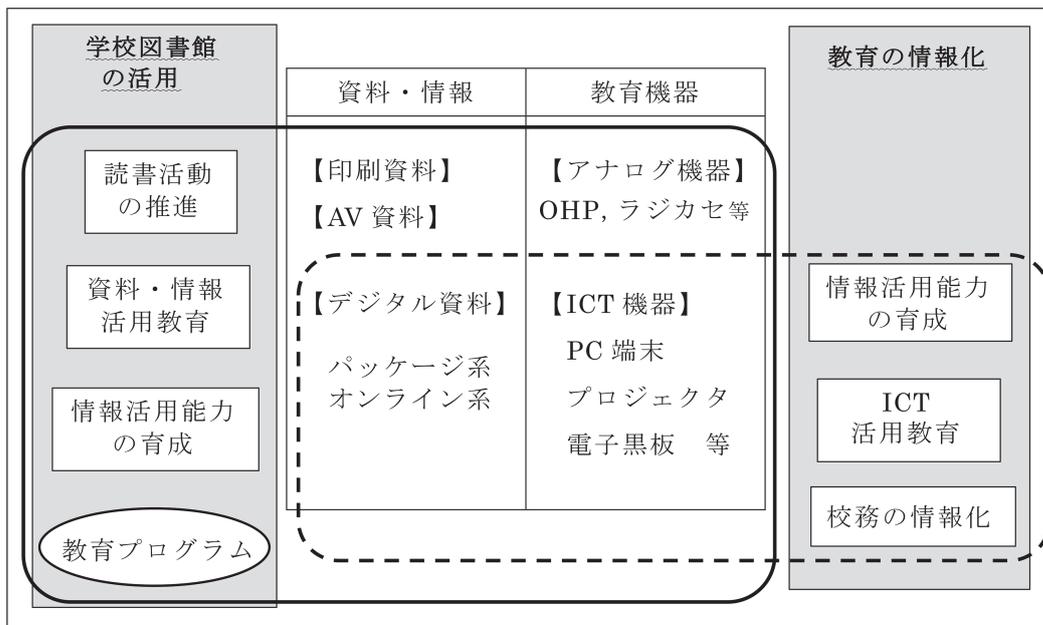


図 14 「学校図書館の活用」と「教育の情報化」

ていくものである。資料・情報は読書材や教材，学習テーマの背景や根拠となる資料，調べ学習や探究学習に用いる資料，制作等の見本となる資料，特別な支援の必要な児童生徒を含めた個々の児童生徒のニーズに即した資料など，印刷資料やデジタル資料という形態や種類に関わらない。ハイブリッドな資料を用いて児童生徒が主体的に思考する機会を作っていく。施設や場，学校図書館担当者の活用が含まれることは前述のとおりである。なお、「資料」と「情報」の定義は、『デジタル大辞泉（小学館）』によると以下のとおりである。

資料…研究・調査の基礎となる材料。

情報…1 ある物事の内容や事情についての知らせ。インフォメーション。

資料は「図書館資料」とも言われるように，収集できる形態をもったものであるが，情報は資料のなかの一部を指して言う場合もあり必ずしもまとまった形となっていないものもある。情報を集積して資料とする場合もある。図書館では資料も情報も収集し組織化して提供するので，「資料・情報」という表現を用いることが多い。

「ICT活用教育」は「各教科等の目標を達成するため」にICT機器を活用するものである。インターネットを用いて調べ学習をしたり，写真・音声・動画等を用いて多様な資料や作品を制作したり，離れた場所にいる専門家や他校の児童生徒等とつないで遠隔学習を行ったりする。これにより，児童生徒のICT活用能力を高め，情報モラルを意識し学ぶ機会が増加する。

資料・情報活用教育もICT活用教育も，一斉学習や個別学習，協働学習により，「学習活動の充実，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」が実現される。

② 「情報活用能力の育成」

「教育の情報化」の情報教育における情報活用能力の育成は1990年代以降のものであり，「学校図書館」における情報活用能力の育成は，戦後の学校図書館導入以来の学校図書館利用指導が発展してきたものである。従って情報活用能力の原型は学校図書館にあるとも言えるが，現在の情報活用能力の育成は，学校図書館も情報教育も1990年代から開発された探究プロセスモデルに基づいている。その探究プロセスに沿って，情報教育では情報手段つまりコンピュータの利用を前提にした情報活用能力を育成しようとし，学校図書館では，多様なメディアの資料・情報を活用して学び方を学ぶ力である情報活用能力を育成することを目的としているのである。

(2) 学校現場における情報教育の統合の動き

「情報教育は学校図書館から始めればいいですね」と、以前、情報教育担当者が発言したことがある。ある学校図書館が作成した「学び方ノート」を見た折りのことであった。前述してきたように、これまでもコンピュータ教育を担当している司書教諭があった。小学校では、情報教育は各教科で実施されるものとなっているため、司書教諭が情報を使う力の一環としてコンピュータ教育を担当する場合もあった。中学校で「情報教育を統括している」と自他ともに認める司書教諭も見られた。情報活用能力の年間指導計画表や指導事項体系表を、学校図書館活用に関するものとコンピュータ教育に関するものを統合して作成している学校も以前から見られた。

これらは個別的な例ではあるが、現在では、校務分掌として、「図書館」「PC」「視聴覚」の3領域で構成される「情報教育部」や「情報学習部」が新たに組織される例が見られるようになってきた。そこでは、「情報教育」が、図書館とPCと視聴覚からアプローチするものとして認識されている。そうした学校では、「情報教育」の指導事項も年間指導計画も、図書館とPC関連が統合されている。ある学校では、朝の始業前の時間を帯時間として、1週間の4日は図書館担当、1日はPC部担当で情報活用能力の育成にあたっているという。つまり、情報の内容的な学習、例えば信頼性の高いWebサイトの検索の指導、著作権の指導は学校図書館担当であり、情報の技術的な学習、例えばアプリの導入、ID/パスワードについての指導はPC担当である、という共通認識によっているのであり、学校図書館活用教育とICT活用教育が統合された情報教育として実施されているのである。行政は縦割りであっても、学校現場はひとつである。児童生徒の学びにおいては、別々に学習されたものでもひとつの身の内において統合されるものである。学習場面においても関連をもって指導することが重要であり効果的でもある。

学校現場ばかりではない。横浜市教育委員会では、これまで「学校図書館教育」と「視聴覚・情報教育」としてそれぞれに考えられていた「情報活用能力」を一本化して一覧表と体系表を作成したという（「教育家庭新聞」2020年9月25日）。

横浜市教育委員会では、2011年度版の『学校図書館教育指導計画の作成の

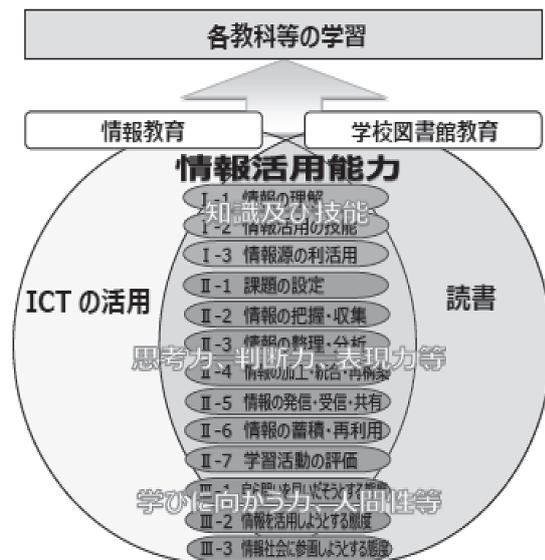


図15 情報活用能力の考え方（横浜市教育委員会）

手引』を改訂して2019年度版の『横浜市学校図書館利活用の手引』を2020年3月に発表した。このなかの「情報活用能力一覧表」について次のように説明されており、**図15**はその考え方を示したものである。

「情報活用能力一覧表」は、これまで学校図書館教育の視点で作成された「情報活用能力育成について整理し、「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」に基づく横浜市としての「情報活用能力」の捉えを示すものとし、特に、重なる部分を持ちながら別建てとなっていた情報教育における情報活用能力との一本化を図ります。新学習指導要領や「教育の情報化に関する手引」（令和元年12月）を踏まえ、ICTを活用する情報教育の視点との融合を図りました。

『横浜市学校図書館利活用の手引』横浜市教育委員会 2020.3 p.9

ある市では、これまで学校独自に、視聴覚担当、情報担当、などの名称が使われてきたが、2021年度より市教育委員会として、各校から参加の「ICT活用推進委員会」と「情報教育推進委員会」を立ち上げたという。「ICT活用推進委員会」は技術的なことを中心に、「情報教育推進委員会」は学校図書館担当者を中心に行っていくとのことである。また学校図書館担当者とICT担当者が合同で研修を行っている自治体もある。

このように、統合された「情報教育」という概念がすでに、学校現場で共有されはじめている。前述のように、情報の内容的なこと・技術的なことという学習内容を分担することもひとつの方法である。また、パワーポイントのスライド作成をさせる前に、紙芝居風に用紙にまとめる体験をさせるなど、児童生徒の発達段階に応じた指導方法を連続的に統合したり融合したりすることもできる。両者がどのように連携し役割分担をしたり指導方法を統合させたりしていくかについて、学校現場ではすでに工夫が始まっている。教育委員会においても、これらの担当者は連携し分担して、情報教育におけるコンピュータを基盤とした情報活用能力と、学校図書館の学び方を学ぶ力（情報リテラシー）である情報活用能力を統合してこれからの情報教育を推進していくべきである。

1. 8. ICT 活用と学校図書館

(1) 学校図書館活用教育とICT活用教育のベストミックスを図る試み

学校図書館活用教育とICT活用教育に関するベストミックスへの取り組みは、各学校や自治体で始まっている。

横浜市立緑園東小学校では、前節で紹介した横浜市教育委員会の『横浜市学校図書館利活用の手引き』を参考にして図書資料とICTを活用した学びを実践している。年度初めには、中学年以上を対象に、担任と学校司書、ICT支援員等の協働で「情報活用教室」というオリエンテーションを実施する。学校図書館の使用割当て時間を、1・2年生と支援級は週1回、3～6年生は週2回と決めて学校図書館活用を図っている。6年間で系統的に育成する情報活用能力一覧表を司書教諭が主となって作成し、学力向上委員会で、低学年・中学年・高学年・個別支援級用にそれぞれ作り変えて使用する。年度初めにその改訂版を「学びのプロセス」という名称で児童に配布し教員と共有する。各単元の初めに教員と子どもと一緒に学習計画を立てる際に「学びのプロセス」を意識することで、情報活用能力は身に付いていくという。（「自らの課題解決を意識する～横浜市立緑園東小学校」『教育家庭新聞』2021年4月19日 https://www.kknews.co.jp/post_library/20210419_2b 2021.7.12 参照）

東京都杉並区立桃井第三小学校では、朝の15分間モジュールを情報教育と読書指導に利用している。同校では、次の3つの指導計画が組み合わされて運用されている。

- ①情報教育年間指導計画…タブレット端末や電子黒板で身につけたい操作を、どの単元で、いつごろ実践すればよいか分かる、学年ごとの一覧表。
- ②学校図書館活用計画…読書指導、情報スキル指導をどの教科でいつ行うかまとめたもの。「総合」「情報」の項目も加わる。
- ③情報モラル・情報リテラシー教育指導計画…毎朝8時30分～45分の「モジュール」時間の金曜日（2020年10月～2021年3月の15回）に各学年が情報リテラシー教育に取り組んだ。例年この時間は「朝読書」だったが、突然の休校で児童が端末を家庭に持ち帰る事態に備えるためであった。2021年度の金曜日の朝のモジュールは、読書と情報モラル・情報教育を組み合わせ、情報活用能力全般を身につける時間になる。

（「情報を読み取り考えを深める～杉並区立桃井第三小学校」『教育家庭新聞』2021年4月19日 https://www.kknews.co.jp/post_library/20210419_2a 2021.7.12 参照）
同校の担当者は次のように述べている。

同校で ICT 機器の導入と情報教育を担当している大山努主任教諭は、…（中略）…「リテラシー、つまり文章を読む、物事を理解する、捉えるといったことをしっかり教えるという学校の役割がある。一方で時代背景として ICT 機器が発達し、情報が溢れる中、デジタルメディアと紙の資料の両方が活用できて、探究し、自分で考えることができる情報活用能力を伸ばさなければならない。そうした文脈が学校図書館と共有できており、必然的に一緒に取り組んでいる」という。…（中略）…土屋文代学校司書は、…（中略）…各学年の教員と話す中で「タブレット端末を利用した調べ学習は、時間をかけても上手に調べられない子がいる」との声が聞かれ、「情報を読み取ることに課題がある」ことが分かってきた。「読書はすべての土台。その上にさまざまなメディアから読み取る力を、情報全般を扱う学校図書館で育てる必要性を感じた」と話す。（「情報を読み取り考えを深める～杉並区立桃井第三小学校」『教育家庭新聞』2021年4月19日 https://www.kknews.co.jp/post_library/20210419_2a 2021.7.12 参照）

以上のほか、学校や個人の教員によって、資料・情報の活用の工夫が見られる。

例えば、調べ学習においてインターネット検索後に印刷資料でも調べさせて確認させたり、まず印刷体の百科事典で調べさせてからインターネットを利用させたりする。中学校のレポート作成において、1年生では印刷資料のみを使用してレポートを書かせ、2年生ではインターネット利用も含めるなど、利用する資料を制限する。情報カードや思考ツールの利用は手書きで書くことを体験させてからデジタルツールを使う、などである。

いずれも、学校図書館活用と ICT 活用の教育担当者が連携・協働し、全校で、各教科の単元の目的を明確にして、目標達成のためにはどのメディアを用いてどのように授業を展開していくのがよいか等についてカリキュラム・マネジメントを進めていくことが必要である。

(2) ICT活用教育に対応する学校図書館の整備

学校図書館は、児童生徒が1人1台PC端末を持っていることを前提として改めて、整備を検討する必要がある。

まず、端末から学校図書館へアクセスできるように、端末に学校図書館のアイコンを作成する。端末から学校図書館にアクセスして蔵書検索するためには、学校図書館資料が

データベース化されていることが必要である。このデータベース化されている学校の割合は、2020年5月1日現在、小学校80.5%、中学校79.3%、高等学校92.2%である（「令和2年度『学校図書館の現状に関する調査』結果について（概要）」https://www.mext.go.jp/content/20210727-mxt_chisui01-000016869_02.pdf 2021.8.19 参照）。データベース化されていない自治体あるいは学校は、早急に整備する必要がある。

次に、図書館に無線LANを敷設し電子黒板等を設置して、教室と同様に授業を実施できるようにする。前述の「学校施設について議論する有識者会議」の中間報告案（2021年7月16日）には、「個別学習やグループワークに柔軟に使える多目的スペース」や「リフレッシュのためのラウンジなど」の整備の必要性も指摘されていたが、大学図書館では、これらを含めた「ラーニングcommons」という学修空間を整備した大学も多い。学校図書館もまた、ラーニングcommons化が必要となろう。

また、学校図書館HPの作成、商用データベース（『ジャパンナレッジ School』や新聞記事データベース等）などのレファレンスツールや電子書籍等の導入についても、自治体や各学校で検討すべきである。学校図書館担当者には業務上、児童生徒と同様の端末が配布されることが必要であることは言うまでもない。

(3) ICT活用教育に対応する学校図書館の利用者サービス

児童生徒が1人1台端末をもつ環境に対して、学校図書館の利用者サービスもまた、ICTに対応していかなければならない。これまでは、学校図書館に足を運ばなければサービスを受けられなかったのに対し、教室からでも自宅からでも端末があれば学校図書館サービスが受けられるようにする。

利用者サービスを、①資料・情報の収集・加工、②資料・情報の提供、③読書活動・図書館行事・広報、④授業支援・指導の4つの面から見ていこう。

① 資料・情報の収集・加工

学校図書館では、従来から印刷資料・AV資料・デジタル資料等を収集し提供してきた。今後は、インターネット上のデジタルコンテンツのニーズがさらに増えるであろう。学校図書館担当者は、これらのデジタルコンテンツに対しても、印刷資料と同様に評価・選択できなければならない。そして、収集した資料・情報を加工して、リンク集やポータルサイトを作成することも求められる。

② 資料・情報の提供

まず、端末から資料検索ができ、予約ができなければならない。電子書籍ならば端末から貸出ができる。新着図書やお薦めの本、貸出ランキング等の情報も端末から見るようにできるようにする。

レファレンスサービスは直接受け付けるほかに、メールでも受付・回答できるようにする。パスファインダーもサイト上で見ることができると同時に、記載されている情報源や資料にアクセスでき、貸出予約ができるようにする。「カーリル」(日本最大の図書館検索 <https://calil.jp/>) や地域の都道府県立図書館 HP で提供している都道府県内図書館の横断検索などとリンクして必要な資料を図書館で探せるようにする。要するに、児童生徒が端末から検索した情報が、情報・資料の入手につながるようにしておくことが重要である。ただ、リンクを張るには許諾が必要な場合もあるので注意を要する。また、パスファインダーなどは、教育委員会主催の学校司書研修会等などのテーマにして、共同で基本バージョンを作成して、各校の事情にあわせてアレンジするようにすることもできる。

③ 読書推進活動・図書館行事・広報

「図書館だより」や展示、資料紹介は、これまで印刷物や館内で行っていたものを、学校図書館 HP 上でも閲覧できるようにし、予約あるいは貸出システムとリンクさせる。また、「青空文庫」(著作権の消滅した作品と「自由に読んでもらって構わない」ものをインターネット上に集める活動。2021年7月15日現在、収録作品数：16632。<https://www.aozora.gr.jp/> 2021.7.15参照) や、「書評サイト」も特に中高生には紹介したい。

読み聞かせやストーリーテリング、ブックトーク等を動画で配信したり、オンラインでビブリオバトルを実施したりすることもできる。他校の図書委員会との読書会や地域の人々と協働での読書推進活動も可能である。オンライン等によるデータ送信には著作権に留意する必要があるが、2020年4月28日から「授業目的公衆送信補償金制度」が施行され、これまでは許諾が必要だった著作物の公衆送信について、学校の設置者(教育委員会、学校法人等)が指定管理団体(一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会)に補償金を支払うことによって、個別の許諾が不要になった。

④ 授業支援・指導

教科(単元)に役立つ資料・情報提供では、例えば、小学校社会科の単元では各種の「バーチャル工場見学」など、児童生徒がひとりひとり端末で見ることによって理解が深められるコンテンツを紹介する。高校では論文検索のための CiNii (サイニィ <https://ci.nii.ac.jp/>) を紹介したり、「総合探究」に新書を利用させる場合には「新書マップ」

(<https://shinshomap.info/>) を紹介したりする。これらは、これまで提供してきた情報に、デジタルのものが増加したに過ぎない。コロナ禍のために自宅学習を余儀なくされたが、それをきっかけにリンク集やポータルサイトが充実してきたのも事実である。学校図書館担当者はアンテナを高く掲げて、無料デジタルコンテンツの情報を収集・評価して適切な情報を提供するように心がける。デジタルコンテンツの「評価」に関しては、まだ手探りの状況ではあるが、学校図書館担当者同士、情報交換を密にして適切なデジタルコンテンツを提供したいものである。国立国会図書館を中心とした国内の美術館や博物館などのデジタルアーカイブの検索サイト「ジャパンサーチ」(<https://jpsearch.go.jp/>) や、国際子ども図書館の「中高生のための幕末明治の日本の歴史事典」(<https://www.kodomo.go.jp/yareki/index.html>)、東京学芸大学の「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」(<http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/>) などぜひ紹介したい。また、学習成果物（例えばレポートや壁新聞など）をデジタル化して保存（デジタルアーカイブ化）したり、レポートのタイトルなどをデータベース化したりして、利用できるようにする。

情報活用能力の育成に関しては、学校図書館の利用指導から始まり、レポートの書き方などのガイダンス、授業におけるチームティーチングなどがある。利用指導にも端末を利用して図書館の情報提供を説明したり、端末による予約の方法を知らせたりする。利用指導の動画を作成して、いつでも見ることができるようにするのもよい。

学校図書館担当者は、これまでも増して、インターネット検索の方法や、Web ページの評価法や信頼性、デジタル著作権に関する支援・指導等を行うことが必要となる。その際の配布資料等も常時 HP に掲載しておいて、いつでもダウンロードできるようにする。たとえガイダンス等を担当しなくても、インターネット検索の方法や引用の方法などについて、わかりやすい解説を HP に掲載しておくが良い。また、情報カードや思考ツール、各種ワークシート等を児童生徒にも教員にも学校図書館サイトからダウンロードできるようにしておく。これまで印刷資料で作成してきたワークシートやガイドブックなども PDF 化して HP に掲載して授業で使えるようにする。

学校図書館担当者はカリキュラムを俯瞰的に見ることができるので、「読書力」と「情報活用能力」の育成に関して教科間の連絡・調整、つまりカリキュラム・マネジメントを提案すべきである。これに加えて、印刷資料の利用とデジタル資料の利用との間の調整を図り、どの学年のどの単元で、どのように情報活用能力を育成するか、それには印刷資料とデジタル資料をどのように利用すると児童生徒にとって確かな学びとなるかを発達段階に応じて検討していかなければならない。学校図書館活用教育と ICT 活用教育のベストミックスを図るためには、両者は一元的に検討されなければならないのである。

(4)印刷資料とデジタル資料の利用時の意識と脳活動の特徴

近年、脳科学の発達による知見が見られるようになった。

言語脳科学者の酒井邦嘉氏は、講演「紙が育む記憶力・脳の創造性」のなかで、教育のデジタル化の問題点を3つ挙げている（「活字の学びを考える懇談会」 公益財団法人文字・活字文化推進機構 2021年6月2日）。

第1は、製本された紙の教科書とデジタル化した教科書では、内容の把握の仕方が相当に変わることで、第2は、デジタル化によってインターネットの検索による弊害が進むこと、第3は、デジタル端末で完結しがちになって、紙のノートを使わなくなってしまうことである。酒井氏は第3の点について、次のように述べている。

机の上に情報の宝庫であるタブレットが置いてあればそれで十分だと思いがちになる。膨大なテキストでもコピーは一瞬だから、画面を一度見ただけで頭に入るものと錯覚する。画面に電子ペンで書き込むことも可能だが、ノートに書き写して覚えることなど無駄な作業だと感じるようになるだろう。そうすると、そもそもメモを取る能力が育たなくなってしまう。

メモを取るためには、自力でその内容をかみ砕いて、自分の言葉でキーワードを抽出しながらまとめる必要がある。物事の関係性を自ら考えながらノートに書くのである。そうした地道な過程こそが、深い理解と学習を促すのだ。（『リレー講演 活字の学びを考える講演録 2021年6月2日』 活字の学びを考える懇談会、公益財団法人文字・活字文化推進機構 2021年6月）。

また、脳機能の研究者である川島隆太氏は、講演「スマホ脳と子どもの学力」において、次のような研究結果を明らかにしている。（「活字の学びを考える懇談会」 公益財団法人文字・活字文化推進機構 2021年3月16日）

- 対面してお互いの顔を見ながら話をすると、きちんと脳活動が同期している。要は、相手の気持ちを思いやっている。ところが、Zoomなどを使って話した時には、全く同期しなかった。何もしないで、ぼうっと座っているときの脳活動と変わってないということがわかった。
- 辞書を使って調べると、確かに調べられた単語の数は少ないが、脳がきちっと

働いている。一方、スマホとウィキペディアで検索した時は、調べた数は多いが、脳に活動が起こらなかった。

○これまでの我々のデータで目にしたのは、読書は脳発達を促すということである。脳発達を促される子どもは、学力が高いという結果が出てきている。一方で、スマホ・タブレットを使い込んでいる子どもには、脳発達の抑制がかかる。(『リレー講演 学校教育のデジタル化・子どもの未来 講演録 2021年3月16日』活字の学びを考える懇談会、公益財団法人 文字・活字文化推進機構 2021年5月)

デジタル資料の利用が悪いというのではない。上述のように、利用するメディアの違いによって意識や脳活動に特徴があることを理解することが必要である。小学校低学年の児童には、デジタル資料より紙の資料、あるいは現実体験のほうが必要な場合が多いであろう。児童生徒の発達段階やメディア利用経験の多寡を考慮して、資料利用の際にメディアを選択して指導することが重要である。

認知神経科学や発達心理学の研究者であるメアリアン・ウルフ (Maryanne Wolf) は「紙の本」と「デジタルの本」を読むことについて、5～10歳の教育の重要性について次のように述べている。

… 小学校低学年でそれぞれの媒体で考えることを学ぶ発達段階は、2つの媒体に固有の特徴がそれぞれ十分に発達して自分のものになるまで、だいたい別々の領域に分かれているものとしてとらえています。… (中略) …

たとえば、私たちが最初に印刷物を読む手ほどきをしているあいだ、読むことには時間がかかっても、その代わりに物語が終わったあともずっと続く思索で報いてくれることを、子どもたちに学んでほしいと思います。ひとつの考えから次の考えへと突進する子どもたちの自然な傾向が、頻繁なデジタル視聴によって強くなるのと同じように、深い読みの経験は彼らに別の考え方を教えてくれます。社会としての私たちの課題は、デジタル時代の子どもたちにこのような経験両方を与えることです。(メアリアン・ウルフ 大田直子訳『デジタルで読む脳×紙の本で読む脳：「深い読み」ができるバイリテラシー脳を育てる』インターシフト 2020 p.232～234)

ウルフは、「バイリテラシー読字脳の育成」(p.229)を提案しているが、日本の未来を担う子どもたちには、媒体によって偏ることのない脳が育成されることが望まれる。

(5) 学校図書館利用のプロセスが思考を生む

学校図書館を利用するには知識が必要である。①本が分類されている方法を知り、②自分が探したい本は何類なのかを知り、③その類の書架は図書館内のどこにあるかを知り、④本は書架の上から下、左から右に並んでいることを知り、⑤本の背に貼ってあるラベルの意味を知らなければならない。こうした知識を習得させるために図書館利用指導を行い、手間暇をかけているわけだが、①～⑤は児童生徒が自分で考えるプロセスでもある。

建築家の安藤忠雄氏は図書館の「面倒くささ」が重要だと指摘する。

ネットを通じて、あらゆる情報が入手できそうな時代において、あえて自ら身を運び、本を手にとって吟味する図書館の「面倒くささ」が重要だという。「面倒くさいプロセスを経て、自分で選び、身体を通して判断力を養う。だから親には本を選んでほしくない。」(「次世代 図書館で育む判断力」『朝日新聞』2020年7月5日 20面)

上述の「手間暇がかかること」や「面倒くささ」を体験することを通してこそ、児童生徒は脳を使う、すなわち思考するプロセスが生まれる。これが重要なのである。

そして、図書館を利用するなかで、目当ての本が並んでいる前後に関連した本が並んでいること、目当ての本と類似の本を比較・検討できること、書架の間を歩いているうちに思いがけない本と出会うことなど、思考し経験を重ねながら児童生徒は知の世界を逍遙することを身につけていく。館内の配架方法を理解することは、知の体系を認識することへとつながる。図書館という物理的な空間の構造を理解することは、物事の構造を理解することにつながる。物事の全体構造が把握できてこそ、そして状況の全体像が把握できてこそ、人の思考は次の段階へ進めるのではないか。探究のプロセスについても、プロセス全体を見通せてこそ、筋道を作れるのである。全体像が把握できないのは、「群盲象を評す」に等しいのではないか。

2. 都道府県教育委員会ができること

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1. 都道府県教育委員会の役割 | 7. 情報提供 |
| 2. 体制づくり | 8. 啓発・広報 |
| 3. 学校図書館の整備推進～資料、施設・設備、人～ | 9. 各教科等担当指導主事との連携・協力 |
| 4. 学校図書館活用の推進 | 10. ICT活用教育担当指導主事との連携・協力 |
| 5. 学校訪問 | 11. ステップアップで取り組もう |
| 6. 調査研究・評価 | |

2. 1. 都道府県教育委員会（学校図書館担当部局）の役割

- 都道府県教育委員会は、「学校図書館ガイドライン」（文部科学省）を踏まえ、学校図書館の充実に向けた施策を推進する。当該都道府県の学校図書館の実情に即し、都道府県内の学校図書館間格差をなくし、学校図書館全体の整備・活用の向上を図る。
- 都道府県教育委員会は、国の学校図書館関連施策はもとより学校教育や社会教育関連等の施策（例えば、GIGA スクール構想等）について、学校図書館への関わりを常に検討する。
- 都道府県教育委員会は、国及び当該都道府県の学校図書館施策について、都道府県内各自治体に周知する。
- 都道府県教育委員会は、学校教育における学校図書館活用の意義及び重要性を周知し、当該都道府県内の各自治体の学校図書館施策を支援・指導する。

2. 2. 体制づくり

各種計画との関連

- 都道府県の「総合計画」や「教育振興基本計画」、「教育課程編成の指針」、「子ども読書活動推進計画」等に「学校図書館の整備・活用計画」を位置づける。「子ども読書条例」や「読書条例」を策定して読書推進を図ることもできる。

- 学校図書館にも関連する国の施策（GIGA スクール構想等）に関する都道府県の計画や施策のなかに、学校図書館を明確に位置づける。

学校図書館支援センター等の設置

- 都道府県教育委員会や教育センター，教育研究所，都道府県立図書館に学校図書館支援センターや子ども読書支援センター等を設置し，指導主事をおいて学校図書館活性化や子ども読書活動の推進を図ることが望ましい。

指導主事の配置

- 教育委員会（及び教育事務所，学校図書館支援センター等）に学校図書館担当の指導主事をおく。できれば専任が望ましい。
- 学校図書館担当指導主事（以下「指導主事」）は，都道府県内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の学校図書館の整備・運営・活用等に関して支援・指導できるように，学校図書館関連の研究・研修会に参加するなどして，学校図書館に係る全般について理解を深めるように努める。
- 都道府県立図書館の学校支援サービスやプログラムをより強化し，県担当や各教育事務所等の指導主事との連携を図るため，都道府県立図書館にも指導主事をおくことが望ましい。

人的ネットワーク

- 指導主事は，市区町村教育委員会等の指導主事の人的ネットワークの構築と資質向上を図り，当該都道府県の学校図書館施策を推進する。
- 指導主事は，当該都道府県の学校図書館施策を実施するにあたり，他事業との連携を図るとともに横断的な取組も可能となるように庁内関係職員との連携協力や，必要に応じて首長部局の担当課等とも連携を図る。また，指導主事自らの担当業務全般において，横断的・統合的に仕事が進められるように工夫することにも留意する。
- 指導主事は，教授・学習に学校図書館が活用されて児童生徒の学習効果が上がることをめざして，各教科・領域の指導主事と連携を図る。
- 指導主事は，情報活用能力の育成など共通領域を有している ICT 活用教育の担当指導主事との連携を図る。

参考例

- ▷ 「学校図書館ビジョン」を策定したり「学校図書館活性化事業」を実施したりしている都道府県もある。
- ▷ 指導主事の担当業務の工夫としては、例えば、教科指導等で学校訪問をする際に、学校図書館の指導も兼ねることができる。

2. 3. 学校図書館の整備推進～施設・設備，資料，人～**全般的整備**

- 学校図書館の整備には、「学校図書館ガイドライン」を周知し、「学校図書館図書標準」（文部科学省）、「学校施設整備指針」（文部科学省）、「学校図書館施設基準」（全国学校図書館協議会，以下「全国SLA」）、「学校図書館メディア基準」（全国SLA）等を参考にしよう各自治体に働きかける。
- 国の「学校図書館図書整備等5か年計画」の地方交付税を利用するように、都道府県内の各自治体に働きかける。また、都道府県としても学校図書館（資料，施設・設備，人）の整備のために、補助金を出したりモデル校を指定したりする。
- 学校図書館担当指導主事は、教育委員会内の財務担当に働きかけて、学校図書館整備推進のための予算を確保する。
- 学校図書館は教育のインフラであり、GIGAスクール構想にも対応できるように、無線LAN，電子黒板等を普通教室と同様に整備するよう提案し、ICT活用教育担当指導主事に確認したり働きかけたりする。

資料整備

- 学校図書館の資料の整備には、「学校図書館ガイドライン」に記述されているように、以下の点に留意するよう指導する。

- ・学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌，新聞，視聴覚資料（CD，DVD等），電子資料（CD-ROM，ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等），ファイル資料，パンフレット，

自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

- ・教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実する。
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジター図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

○「第5次『学校図書館図書整備等5か年計画』」には、図書整備費として「増加冊数分」と「更新冊数分」の費用が含まれている。「学校図書館図書標準」の冊数達成率に極度にこだわらず、学習に利用できる質のよい蔵書構築をめざすよう指導する。

○資料整備の指導には、「学校図書館図書標準」（文部科学省）、「学校図書館メディア基準」（全国SLA）等を参考にする。そのほか、「全国学校図書館図書選定基準」「学校図書館図書廃棄規準」「ホームページ評価基準」（いずれも全国SLA）等がある。

館長の任命

○校長は学校図書館の館長である。都道府県教育委員会は、当該都道府県内の学校において、校長のリーダーシップのもとに学校図書館の活性化が推進されるように、校長を学校図書館の「館長」として指名・任命することを各自治体に奨励する。

司書教諭

○学校図書館法では、全校に司書教諭の配置を定めている。都道府県教育委員会は、当該都道府県立学校に学級数に関わらず全校に司書教諭を発令することが望ましい。

○都道府県教育委員会は、当該都道府県立学校の司書教諭を教育委員会発令とするのが望ましい。

○都道府県教育委員会は、学級数に関わらず全校に司書教諭を発令するように各自治体に奨励する。

○都道府県教育委員会は、司書教諭としての活動時間確保のために、授業時数の軽減や図書館以外の校務分掌担当の軽減をしたり、司書教諭の授業時数軽減のために講師を加配したりする。

授業時数軽減については、2014年7月29日の文部科学省の「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」の「留意事項」に次のように述べられている。

4. 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

○ 司書教諭の役割は、「学校図書館ガイドライン」に次のように説明されている。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

学校司書

○ 都道府県内の学校において学校司書を配置することを奨励する。各自治体に学校司書モデルカリキュラムを周知し、学校司書の専門性を担保するために、学校司書モデルカリキュラムの履修者である学校司書の配置を促進する。

○ 学校司書の役割は、「学校図書館ガイドライン」に次のように説明されている。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

図書館

○都道府県立図書館は、読書活動や調べ学習のための資料を整備し、団体貸出やセット貸出（あるテーマに関する資料をセットにして貸出す）などにより資料提供を行い、都道府県内の学校図書館や公共図書館を支援する。

参考例

- ▷ 市町村の小中学校図書館の施設改造のために、校内全教員の参加を条件にして、学校に補助金を出した例もある。その際、県立高等学校の学校司書（県職員）をアドバイザーとした。
- ▷ 全学校が「学校図書館図書標準」（文部科学省）に100%以上達している自治体では、資料の基準として、より条件の厳しい「学校図書館メディア基準」（全国SLA）を用いているところもある。
- ▷ 管理職試験に学校図書館関連に関する問題を出題している自治体もある。
- ▷ 司書教諭の授業時数軽減として、週5時間を定めている県や、この軽減措置のために講師を加配している自治体もある。
- ▷ 学校司書雇用のために市町村に補助費を支出している都道府県もある。
- ▷ 都道府県内の公共図書館設置数が少ないところでは、都道府県立図書館がそれを補うために調べ学習用資料のコレクションを県内数か所に配置している例もある。
- ▷ 国立国会図書館国際子ども図書館では、全国の学校へのセット貸出しを実施している。これにならって、都道府県立図書館でもセット貸出が実施されはじめている。
- ▷ 都道府県立図書館が、学校図書館の研修会場に関連資料を展示してその場で貸し出す例もある。

2. 4. 学校図書館活用の推進

研究指定校による研究・実践等

○学校図書館活用の研究校やモデル校を公募したり指定したりして、都道府県内における

学校図書館活用の先進的研究及び実践を行い、その成果を発信したり、学校図書館活用推進リーダーを任命し、地区の学校図書館活用推進に向けた取組を行ったりするなど、都道府県内の学校図書館活性化を牽引することを図る。

○研究指定校を中心として、学校図書館活用事業（公開授業やフォーラム等）を開催する。

校長会への働きかけ

○都道府県校長会に働きかけたり、同校長会で学校図書館に関する研修（講演等）を行ったりするなど、校長が学校教育において学校図書館の果たす機能や重要性について理解する機会を創出する。特に ICT 活用と資料・情報活用教育の連携については、さらに理解を深めるよう説明する。

○特に今回の学習指導要領では、学校図書館の利活用により授業改善が期待されていることを伝える。

各種ツールの作成

○学校図書館活性化に役立つハンドブックや映像資料などを作成して都道府県内学校に配付したり Web 発信したりすることにより、学校図書館整備を進め、司書教諭や学校司書の役割の理解を深め、学校図書館の活用を促進する。

○都道府県で情報活用能力の指導事項体系表や学び方ノートなどの共通ツールを作成し各学校へ提供する。作成は、都道府県内の先進的実践校の司書教諭や学校司書、都道府県 SLA、情報教育研究団体、学識経験者などと協力して行うと効果的である。

研修

○学校図書館長である校長の研修を実施し、学校図書館の機能や ICT と統合した情報教育について伝える。

○司書教諭及び学校司書の研修を計画的・継続的に実施する。研修は、都道府県の教育センターや教育研究所、図書館、全国 SLA や各県 SLA、図書館協会、教科等の研究団体等と連携協力して行うことができる。研修は、目的・内容によって、司書教諭と学校司書が個別に行う研修も、両者が合同で行う研修も必要である。学校図書館担当者の研修は計画的に悉皆で実施したい。学校図書館担当の研修後は、受講した研修内容を校内研修において全教職員に伝達するよう義務づけるとよい。

○学校図書館担当者には、PC やタブレット端末の活用法等、ICT 機器に関する研修も必要である。また、各学校において ICT に関する研修を開催する際は、学校司書も対象とする。

○教員が、学校図書館の機能や活用について理解を深める機会も必要である。例えば、教

員免許更新講習の一科目として、「学校図書館活用論」等を開講したり、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修などの法定研修やその他経験研修、教育センターが実施している研修講座等で学校図書館に関する講座を実施したりするなど、研修の機会を多く提供する必要がある。

図書館

○都道府県立図書館は、教員を対象とした学校への出前講座や、児童生徒対象の「夏休み調べ学習講座」などのプログラムを作成し促進する。

参考例

- ▷ 「学校図書館活用教育研究事業」として、学校図書館を活用した授業実践に関する研究を行う地区を指定し、研究の成果を Web 上に公開することにより学校図書館活用教育の普及を図っている県もある。
- ▷ 校長への学習指導要領伝達会において、情報活用能力のミニワークショップを校長に体験してもらった例もある。このように別のテーマの校長会であっても、それと関連づけて学校図書館の機能や役割、活用事例等を説明するための工夫をする。
- ▷ 新任校長研修会に学校図書館に関する研修を入れているところもある。
- ▷ 年1回公立小中学校の学校図書館担当教員を対象として、悉皆研修を実施する。
- ▷ 教科等の研究団体と共催で、研修会を設ける例もある。
- ▷ 公立図書館と学校図書館の関係者が課題を共有できるような研修を行っている例もある。
- ▷ 都道府県教育委員会が作成しているハンドブック類には、学校図書館整備のためのもの、学校司書や司書教諭の仕事のためのもの、学校図書館活用実践事例集等、対象も内容も多種多様なものがある。
- ▷ 都道府県立図書館が休館日に「スクールサービス・ディ」として地域の中学校・高等学校から調べ学習のために生徒を受け入れている例もある。

2. 5. 学校訪問

学校との情報交換

- 指導主事は、学校訪問にあたって、当該学校の現状、学校からの相談・支援希望等を事前に把握しておくことが望ましい。
- 指導主事は、校長と当該年度の学校図書館活用の方針、課題等について情報交換する。

2. 6. 調査研究・評価

調査の実施

- 文部科学省や全国学校図書館協議会から依頼される調査のほか、都道府県内の各自治体の学校図書館施策や、各学校の詳細な現状を調査・分析する。それを基に、都道府県の実情に即した学校図書館施策を策定したり、支援・指導に生かしたりする。
- 学校図書館の整備や活用に関する学校図書館評価表（チェックリスト）を作成し、都道府県内学校に記入、報告させる。その結果により、都道府県内学校図書館活性化の向上を図ることもできる。
- モデル校に専任の司書教諭を配置する。配置による効果を明確にし、その成果に基づき、司書教諭の活動時間確保を推奨するエビデンスとする。

研究の実施と奨励

- 都道府県として、学校図書館活性化のための研究を進める。当該都道府県内外の高等教育機関や企業等と連携しながら、学校図書館活性化の推進に役立つビジョンやツール、モデル等の開発・研究を行う。
- 教育センター等における教員の学校図書館に関する研究成果を都道府県の「研究紀要」等に発表することを奨励する。
- 各自治体において学校図書館活用に関する研究を推進することを奨励する。そのための補助金を予算化するほか、文部科学省の学校図書館関連の委託事業や当該都道府県の諸事業、民間補助事業等の利用を促進することもできる。また、学校図書館研究のテーマにはICT活用研究も含まれることにも留意する。

学校図書館評価

- 学校図書館評価を学校評価に位置づける。
- 『学校評価ガイドライン』（2016改訂 文部科学省）には、学校の評価対象の例として「学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況」が挙げられている。学校図書館の貸出冊数や図書標準の達成度などだけでなく、学校図書館を活用した授業がどれくらい実施されているか、読書や情報活用能力の年間指導計画が作成されているか、などの指標を学校評価に含める。

参考例

- ▷ 学校図書館整備や活用について、認定制度を設けている自治体もある。

2. 7. 情報提供

各種情報提供

- 都道府県教育委員会は、都道府県内の学校に、学校教育や学校図書館に関する情報を印刷物や Web サイト等を通じて提供する。学校図書館の全国的動向、当該都道府県の学校図書館施策、読書活動例、学校図書館活用の授業実践事例、学習指導案例、調べ学習の意義や指導方法、調べ学習リンク集、読書教育や情報活用能力の育成に関するツール（ハンドブックや指導事項体系表など）、学校図書館関連の参考資料、研修会やコンクール情報などである。これらには、ICT 活用が含まれており、図書館担当者だけでなく、学校全体で共有するよう働きかける。
- 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の各自治体の提供している学校図書館関連情報を統合して発信する。

情報提供の媒体

- 情報提供の媒体としては、各種印刷物、都道府県 Web サイト、SNS、動画等がある。いずれもアクセスしやすくわかりやすい提供方法を工夫する。また、学校図書館に特化した媒体ではなく、例えば、都道府県の「教育広報」や都道府県立図書館の「館報」などを利用して学校図書館活用実践事例などを提供することを工夫する。

参考例

- ▷ 都道府県教育委員会では学校図書館に特化したページを作成し、有用な Web サイトにリンクを張る。例えば全国 SLA のサイトや「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」（東京学芸大学）は情報量が多く有用である。
- ▷ 全国 SLA では学校図書館賞を設けたり、新聞協会では NIE 実践指定校に新聞を無料配布して研究を促進したりしている。このような各種の賞や研究の募集情報も提供する。

2. 8. 啓発・広報

- 学校図書館活用の啓発・広報用パンフレットやポスターを作成したり、「学校図書館」や「子ども読書活動」に特化した Web サイトを作成したり、広報用動画を作成したりして、学校図書館機能の周知、学校図書館活性化の促進に努める。
- 学校図書館関連のコンクールやキャンペーン、イベント等を実施する。
- 都道府県の「教育の日」の行事や「図書館まつり」のイベント等を利用して学校図書館関連の展示・掲示を行うなど、学校図書館に関する発表の場を創出し周知を図る。

参考例

- ▷ 学校図書館モデル校の実践状況などを、都道府県の「教育だより」に掲載するなど、学校図書館に特化した媒体がない場合は既存の媒体を利用する。

2. 9. 各教科等担当指導主事との連携・協力

- 各教科等の担当の指導主事に、学校図書館活用により主体的・対話的で深い学びを実現するために、各教科等の教科書への学校図書館活用に関する言及や学校図書館活用事例等を提供して、学校図書館活用を各教科等ごとの年間指導計画に盛り込み、実践することを奨励するよう働きかける。

2. 10. ICT 活用教育担当指導主事との連携・協力

- 学校図書館は教育のインフラであるため，無線 LAN，電子黒板等を普通教室と同様に整備するよう，ICT 活用教育担当指導主事に確認したり働きかけたりする。
また，都道府県立学校においては，学校施設担当課等とも協議し，整備に向けて連携を図る。
- ICT 活用教育担当指導主事と，情報活用能力の概念を共有し，「情報を使う力」を統合的に捉えた指導計画表等を連携して作成する。
- ICT 活用教育担当主事と連携・協力して，印刷資料とデジタル資料・機器の利用に関してバランスのとれた教育が実施されるよう管轄下の学校を指導する。
- 情報活用能力の育成に関して，連携して事業を展開するよう意識する。例えば，ICT 活用教育の研修会やフォーラム，フェスティバル開催時には，学校図書館担当者にも周知したり，参加・発表を促したりする。
- 双方の所管する授業研究会に相互に乗り入れ，研鑽を積み，情報共有の機会を設ける。

2. 11. ステップアップで取り組もう 都道府県教育委員会ができること

本章で挙げた項目のなかから、特に重要と思われる項目を取り上げて段階的に示しました。優先順位を決めてできることを増やしていきましょう。

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
体制づくり	<input type="checkbox"/> 教育委員会に学校図書館担当主事を置く	<input type="checkbox"/> 都道府県内の学校図書館担当者のほか各教科担当、ICT担当の指導主事の人的ネットワークの構築と資質向上を図る	<input type="checkbox"/> 都道府県立図書館にも指導主事を置く <input type="checkbox"/> 学校図書館支援センターを設置する
学校図書館の整備推進	<input type="checkbox"/> 「学校図書館図書標準」を達成するよう指導する <input type="checkbox"/> 「学校図書館ガイドライン」を周知する <input type="checkbox"/> 学校図書館を普通教室と同様のICT環境に整備するよう周知する <input type="checkbox"/> 都道府県立図書館の学校支援サービスを推進する	<input type="checkbox"/> 学校図書館整備のための補助金を予算化する <input type="checkbox"/> 校長を館長として指名・任命するよう指導する <input type="checkbox"/> 11学級以下の学校にも司書教諭を発令することを促進する <input type="checkbox"/> 学校司書の配置を促進する	<input type="checkbox"/> 司書教諭の授業時数軽減の措置をとることを促進する
学校図書館の活用の推進	<input type="checkbox"/> 校長会へ学校図書館活用を働きかける <input type="checkbox"/> 学校図書館活用推進のための事業（公開授業等）を開催する <input type="checkbox"/> 学校図書館担当者の研修を実施する	<input type="checkbox"/> 学校図書館活用の研究校やモデル校等を指定する <input type="checkbox"/> 司書教諭及び学校司書の（悉皆）研修を計画的・継続的に実施する <input type="checkbox"/> 各種研修会で指導・助言を行う	<input type="checkbox"/> 学校図書館活用促進のためのハンドブック等各種ツールを開発し提供する <input type="checkbox"/> ICT活用教育と統合した指導体系表等を開発する
学校訪問	<input type="checkbox"/> 必要に応じて学校を視察し、現状把握して指導・助言する	<input type="checkbox"/> 校内研修会の指導・助言を行う	<input type="checkbox"/> 学校訪問の成果を学校図書館施策に生かす
調査研究評価	<input type="checkbox"/> 都道府県内の学校図書館の現状を調査・分析する	<input type="checkbox"/> 学校図書館活用に関する研究を奨励する事業を実施する <input type="checkbox"/> 学校評価の指標に学校図書館の授業活用等を含めるように指導する	<input type="checkbox"/> 学校図書館評価表を作成して、各学校に記入・提出させる
情報提供啓発・広報等	<input type="checkbox"/> Webサイトや印刷物により各種情報を提供する <input type="checkbox"/> 学校図書館や子ども読書活動等に特化したWebサイトを作成する	<input type="checkbox"/> SNSや動画等により各種情報を提供する <input type="checkbox"/> 都道府県の行事や広報刊行物等に学校図書館の情報を組み入れる	<input type="checkbox"/> 各自治体で提供している授業に役立つ情報を統合して発信する <input type="checkbox"/> ICT活用教育と合同の事業（フォーラム等）を展開する

3. 市区町村教育委員会ができること

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. 市区町村教育委員会の役割 | 7. 情報提供 |
| 2. 体制づくり | 8. 啓発・広報 |
| 3. 学校図書館の整備推進～資料、施設・設備、人～ | 9. 各教科等担当指導主事との連携・協力 |
| 4. 学校図書館の活用の推進 | 10. ICT 活用教育担当指導主事との連携・協力 |
| 5. 学校訪問 | 11. ステップアップで取り組もう |
| 6. 調査研究・評価 | |

3. 1. 市区町村教育委員会（学校図書館担当部局）の役割

○市区町村教育委員会は、国や当該都道府県の学校図書館施策を把握し、「学校図書館ガイドライン」（文部科学省）を踏まえて、学校図書館の充実に向けた施策を推進する。当該市区町村の学校図書館の実情に即し、学校図書館間格差をなくし学校図書館全体の整備や活用の向上を図る。

○市区町村委員会は、当該市区町村の学校図書館施策及び学校図書館活用の意義等を周知し、学校間の連絡調整を行い、各学校の図書館の整備・運営・活用等に関して支援・指導する。

○市区町村教育委員会は、国や都道府県の学校図書館関連施策はもとより学校教育や社会教育関連等の施策（例えば、GIGA スクール構想等）について、学校図書館への関わりを常に検討する。

3. 2. 体制づくり

各種計画との関連

○市区町村の「総合計画」や「教育振興基本計画」、「子ども読書活動推進計画」等に「学校図書館の整備・活用計画」を位置づける。「子ども読書条例」や「読書条例」を策定して読書推進を図ることもできる。

- 学校図書館にも関連する国や都道府県の施策（GIGA スクール構想等）に関する市区町村の計画や施策のなかに、学校図書館を明確に位置づける。

学校図書館支援センター等の設置

- 教育委員会学校教育部等や市区町村立図書館に学校図書館支援センターや学校図書館支援室、子ども読書支援センターなどを設置し、指導主事において、学校図書館活用や子ども読書活動の推進を図る。

指導主事の配置

- 教育委員会及び学校図書館支援センター等に学校図書館担当の指導主事をおく。できれば専任が望ましい。
- 学校図書館担当指導主事（以下「担当主事」）は、管下の市区町村立学校の図書館の整備・運営・活用等に関して支援・指導できるように、学校図書館関連の研修会に参加するなどして、学校図書館に関する全般的理解を深めるように努める。

人的ネットワーク

- 指導主事は、都道府県の学校図書館協議会や市教育研究会学校図書館部の教員と交流・人的ネットワークの構築を図り、学校図書館の整備及び活用を推進する。
- 指導主事は、当該市区町村の学校図書館施策を実施するにあたり、他事業と連携的・横断的な取組も可能となるように部課内職員と連携協力する。また、指導主事自らの担当業務全般において、横断的・統合的に仕事が進められるように工夫することにも留意する。
- 指導主事は、学習に学校図書館を活用して学習効果を上げるために、各教科等の指導主事と連携を図る。
- 指導主事は、情報活用能力の育成など共通領域を有している ICT 活用教育の担当主事との連携を図る。

参考例

- ▷ 各学校に、教育委員会の窓口がどこか、誰が学校図書館担当主事かを周知する。
- ▷ 学校図書館支援センターは、市立図書館等の資料の利用が重なるときに学校間でカリキュラムを調整して資料の利用時期をずらすように依頼するなど、授業内容に関する支援がしやすい傾向にある。
- ▷ 指導主事の担当業務の工夫としては、例えば、教科指導等で学校訪問をする際

に、学校図書館の閲覧室、学校図書館準備室等を訪れ、学校図書館の運営等についての指導も兼ねる。

- ▷ 他事業との連携としては、例えばスポーツ推進のためにサッカー選手を学校へ派遣する際に、選手に子ども時代に読んだ本を紹介してもらうなど学校図書館や読書と結びつける工夫をする。
- ▷ 指導主事の補佐として、経験を積んだ司書教諭を学校図書館指導員として任命し、一定の地区の学校を巡回指導させている自治体もある。

3. 3. 学校図書館の整備推進～施設・設備，資料，人～

全般的整備

- 学校図書館の整備には、「学校図書館ガイドライン」を周知し、「学校図書館図書標準」（文部科学省）、「学校施設整備指針」（文部科学省）、「学校図書館施設基準」（全国学校図書館協議会，以下「全国SLA」）、「学校図書館メディア基準」（全国SLA）等を参考にしよう各学校に働きかける。
- 学校図書館を教育のインフラとして、無線LAN，電子黒板等を普通教室と同様に整備する。
- 市区町村内の学校に、同一の図書館システムを導入して（継続使用できるように更新契約も含めて）ネットワークを構築し、データベース契約（オンライン百科事典や新聞など）が可能なように予算を確保する。
- 国の「学校図書館図書整備等5か年計画」の地方交付税を利用した学校司書の配置や学校図書館（資料，施設・設備，人材）整備のために予算化・補助金交付ができるよう、重点事業等により具体的に事業化する。事業化にあたっては、モデル校を指定し、実践による効果を検証し、実績を積み上げ波及させることで、年次ごとに拡大するといった取組も想定される。

資料整備

- 学校図書館の資料の整備には、「学校図書館ガイドライン」で示されている以下の点に留意するよう指導する。

- ・学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- ・教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実する。
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジタイズ図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

- 「第5次『学校図書館図書整備等5か年計画』」には、図書整備費として「増加冊数分」と「更新冊数分」の費用が含まれている。「学校図書館図書標準」の冊数達成率に極度にこだわらず、学習に利用できる質のよい蔵書構築をめざすよう指導する。
- 資料整備に関しては、「学校図書館図書標準」（文部科学省）、「学校図書館メディア基準」（全国SLA）等を参考にすよう各学校に働きかける。そのほか、「全国学校図書館協議会図書選定基準」「学校図書館図書廃棄規準」「ホームページ評価基準」（いずれも全国SLA）がある。

館長の任命

- 校長は学校図書館の館長である。市区町村委員会は、当該市区町村内の学校において、校長のリーダーシップのもとに学校図書館の活性化が推進されるように、校長を学校図書館の「館長」として指名・任命する。

司書教諭

- 司書教諭は教育委員会発令とする。学校の規模に関わらず全学校に司書教諭を発令するよう促進するとともに、司書教諭としての活動時間確保のために、授業時数軽減等の措置をとるよう、校長会等で申し合わせるなど、市区町村内での共通理解による取組ができるよう依頼する。

授業時数軽減については、2014年7月29日の文部科学省の「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」の「留意事項」に次のように述べられている。

4. 多くの司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図ること。

○司書教諭の役割は、「学校図書館ガイドライン」に次のように説明されている。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

学校司書

○市区町村立学校に学校司書を配置する。学校司書の専門性を担保するために、「学校司書のモデルカリキュラム」の履修者である学校司書の配置を促進する。

○学校司書の役割は、「学校図書館ガイドライン」に次のように説明されている。

学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

図書館

- 市区町村立図書館は、読書活動や調べ学習、探究学習のための資料や学校図書館関連資料を貸し出したり、単元別資料リストや新刊案内などを作成したりして、学校へ必要な資料や情報を提供する。
- 市区町村立図書館は、図書館と学校図書館の人的・物的ネットワークを構築することが望ましい。
- 市区町村立図書館は、学校図書館関連の研修の会場において、関連資料の展示・貸出に協力する。

参考例

- ▷ 学校図書館の施設改造のためのモデル校指定や、補助金を提供する取組を行っている自治体もある。
- ▷ 「学校図書館図書標準」(文部科学省)の達成率が100%以上の自治体では、より条件の厳しい「学校図書館メディア基準」(全国SLA)を用いているところもある。
- ▷ 司書教諭を複数人発令することを促進している自治体もある。分担して司書教諭の仕事を行うため負担軽減につながるとともに、司書教諭の養成にも役立つ。
- ▷ 司書教諭の時数軽減として、週5時間を定めている自治体や、この軽減措置のために講師を加配している自治体もある。
- ▷ クラブ活動等、複数の教員で担当する時間や、教務主任が週に1・2時間、教科指導にあたる時間等を司書教諭の時間に行っている学校もある。
- ▷ 司書教諭や学校司書の発令式を行っている自治体もある。
- ▷ 学校司書の研修会を、月に1回開催しているところもある。また、司書教諭との合同研修会と学校司書連絡会に加えて地区別学校司書連絡会を開催して、情報交換を密にし、年度ごとに課題を決めて研究・研修している自治体もある。
- ▷ 図書館ネットワークの構築は、市区町村内でひとつのネットワークを組む場合もあり、複数の図書館で支援する学校を分担する場合もある。また、学校図書館と公共図書館の共通利用カードを作成している市区町村もある。
- ▷ 公共図書館と学校図書館等のネットワーク間に、週2回公共図書館が巡回車を走らせたり、自治体が宅配便を利用したりして、物流を確保している例もある。

3. 4. 学校図書館活用の推進

研究指定校による研究・実践等

- 学校図書館活用の研究校やモデル校を指定し，市区町村内における学校図書館活用の先進的研究及び実践を行い，その成果を発信したり，学校図書館活用推進リーダーを任命し，地区の学校図書館活用推進に向けた取組を行ったりするなど，学校図書館利活用の推進を図る。

校長会への働きかけ

- 市区町村校長会に働きかけ，学校教育において学校図書館が果たす機能や重要性について理解する機会を創出する。同校長会で学校図書館に関する研修（講演等）を行ったり，学校図書館や学校図書館活用授業を視察したりする機会を提供する。
- 特に今回の学習指導要領では，学校図書館の利活用により授業改善が期待されていることを伝える。
- 新任校長研修会には，必ず学校図書館に関する研修を含める。
- 年度当初には学校図書館経営計画や年間活用計画等を提出させ，年度末には年間報告書等の提出を義務づける。
- 教育委員会への学校図書館関係提出物には必ず館長（校長）の承認を必要とする。
- 校務分掌としての司書教諭や学校司書を組織図はもとより，保護者にも学校だより，職員紹介で公示する。

訪問指導

- 指導主事は，各校の学校図書館活用の視点による校内研究・研修や学校図書館研究会等の任意団体，あるいは学校図書館活性化モデル校等を支援・指導する。
- 指導主事は，学校訪問等により，各校の現状や課題等を把握し，当該市区町村の学校図書館の現状と課題を分析して学校図書館行政や事業等に反映させる。

各種ツールの作成

- 教育委員会は，学校図書館活性化に役立つハンドブックや映像資料などを作成して，学校図書館整備を進めるとともに，司書教諭や学校司書の役割に対する理解を深め，学校図書館の活用を推進する。
- 教育委員会は，推薦図書リストや読書活動例，情報活用能力の指導事項体系表や学び方ノート，事例集，共通ツール（例えば，情報カードや思考ツール）等を作成し各学校へ

提供する。

研修

- 司書教諭及び学校司書の研修を計画的・継続的に行う。研修は、目的・内容によって、司書教諭と学校司書が個別に行う研修も、両者が合同で行う研修も必要である。
- 学校図書館担当者には、PC やタブレット端末の活用法等、ICT 機器に関する研修も必要である。また、各学校においてICTに関する研修を開催する際は、学校司書も対象とするよう喚起する。
- 教員が、学校図書館の機能や活用について理解を深める機会も必要である。教員対象の調べ学習や探究学習の指導方法の研修会など、市区町村教育センターや市町村立図書館と連携協力して開催することができる。

図書館

- 市区町村立図書館は、学校訪問をしたり、学校図書館担当者との連絡協議会を定期的に行う。
- 市区町村立図書館は、教員対象の学校への出前講座や、児童生徒を対象にした「夏休み調べ学習講座」、職場体験などのプログラムを促進する。

参考例

- ▷ 年度当初に各校の学校図書館経営計画や年間活用計画等を集約し、印刷して各校へ配付したり、教職員専用サイトで他校の計画を閲覧できるようにしたりしている自治体もある。
- ▷ 情報活用能力指導計画表を、教育委員会情報教育課と協働して作成した例もある。

3. 5. 学校訪問

学校との情報交換

- 指導主事は、学校訪問にあたって、当該学校の現状、学校からの相談・支援希望等を事前に把握しておくことが望ましい。

○指導主事は、校長と当該年度の学校図書館活用の方針、課題等について情報交換する。
具体的には、次のような項目がある。

- ・学校図書館の運営における具体的課題は何か
- ・管理職を含めた学校図書館運営委員会はあるか、頻度はどのくらいか
- ・司書教諭と学校司書との打合せ・連絡調整がうまくできているか
- ・司書教諭の活動時間や校務分掌上の配慮はあるか
- ・年度末の訪問では、1年間の総括と次年度の計画に関すること

○指導主事は、学校図書館担当者から、例えば次のような項目について報告を受けることとする。

- ・学校図書館年間活用計画
- ・学校図書館の整備・運営・利用状況
- ・当該学校で改善されたこと、課題となっていること
- ・授業で利用する教科及び時間数の計画とその結果
- ・学校図書館における ICT 機器の活用状況
- ・ICT 担当者との連携 等

学校への支援・指導

○学校図書館を活性化させるために、指導主事は次の事項について実現するよう、支援・指導する。

1. 学校図書館内の整備・・・動線を考慮したレイアウト、案内表示、ICT 環境等
2. 資料整備・・・資料選択・収集・廃棄の基準を明確にして随時実施。
蔵書配分比率の検討
3. 図書館運営の組織に学校図書館長、ICT 担当者等を含める。
4. 学校図書館の全体計画、年間指導計画、指導事項体系表を作成する。
5. 全教職員が、学校図書館の機能や授業における学校図書館活用について共通理解をもつよう図る。
6. すべての教科等で学校図書館を活用する。
7. 学校図書館は、全教科に関わるので学習内容等を横断的に把握することができる。
横断的なテーマや情報活用能力の育成という視点からカリキュラム・マネジメントを提案し実施する。
8. 学校図書館活用の評価・改善を行う。

○指導主事は、公開授業の指導・助言を行ったり、校内研修会の講師を務めたり、モデル授業を行って見せたりする。

報告

- 学校図書館訪問で見聞した各学校の工夫や授業実践などを課内の報告だけにとどめず、「学校図書館訪問だより」や「教育委員会だより」などで発信する。発信は、学校図書館関係者だけでなく、教育関係者及び住民全般へ向けたものが望ましい。

3. 6. 調査研究・評価

調査の実施

- 文部科学省や全国学校図書館協議会から依頼される調査のほか、学校図書館活用調査を学期ごとに実施・集計する。調査結果に基づいて、実情に即した学校図書館施策を策定したり、学校訪問時に指導したりする。例えば次のような事項を調査する。

- ・図書館活用 ……………
- ・教科別活用時数，教科外活用時数
- ・貸出冊数，児童生徒数，教員数，その他
- ・学校司書の業務内容別時数
- ・蔵書配分比率 ………
- ・NDC による蔵書の購入・寄贈・廃棄数
- ・配分比率

- 学校図書館の整備や活用に関する学校図書館評価票（チェックリスト）を作成して、学校に記入，報告させる。その結果により，市区町村内学校図書館の整備・活用の向上を図ることもできる。

研究の奨励

- 市区町村として学校図書館活性化の研究を進める。当該市区町村内外の高等教育機関や企業等と連携しながら，学校図書館活性化の推進に役立つビジョンや各種ツール，モデル等の開発・研究を行う。
- 学校図書館活用推進のための研究補助金を予算化し，研究指定校を設置して研究及び公開授業等を実施する。文部科学省の学校図書館関連の委託事業や当該市町村の諸事業，民間補助事業等を利用することも促進できる。また，学校図書館研究のテーマには ICT 活用研究も含まれることに留意する。

学校図書館評価

- 学校図書館評価を学校評価に位置づける。

- 「学校評価ガイドライン」（2016改訂 文部科学省）には、学校の評価対象の例として「学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況」が挙げられている。学校図書館の貸出冊数や図書標準の達成度などだけでなく、学校図書館を活用した授業がどれくらい実施されているか、読書や情報活用能力の年間指導計画が作成されているか、などの指標を学校評価に含める。
- 全国 SLA の「学校図書館評価基準」による評価の経年変化を分析して、学校図書館の経営・運営等の計画を作成することを推奨する。

参考例

- ▷ 全国 SLA 制定の「情報資源を活用する学びの指導体系表」をもとにチェックリストを作成している自治体もある。
- ▷ 教育委員会独自の評価表、認定制度を設けている所もある。

3. 7. 情報提供

各種情報の提供

- 市区町村教育委員会は、当該市区町村の学校に、学校教育や学校図書館に関する情報を印刷物や Web サイト等を通じて提供する。学校図書館の全国的動向、当該市区町村の学校図書館施策、読書活動例、学校図書館活用の授業実践事例、学習指導案例、調べ学習の意義や指導方法、調べ学習リンク集、読書教育や情報活用能力の育成に関するツール（ハンドブックや指導事項体系表など）、学校図書館関連の参考資料、研修会やコンクール情報などである。これらには、ICT 活用が含まれており、図書館担当者だけではなく、学校全体で共有するよう働きかける。

情報提供の媒体

- 情報提供の媒体としては、各種印刷物、市区町村 Web サイト、SNS、動画等がある。いずれもアクセスしやすく、わかりやすい提供方法を工夫する。また、学校図書館に特化した媒体ではなく、例えば、市区町村の「教育広報」や市区町村立図書館の「館報」などを利用して学校図書館活用実践事例などを提供することを工夫する。

図書館の情報提供

○市区町村立図書館は、当該図書館が提供している学校支援サービスについてリーフレットや Web サイト等により発信する。またそのサービス申請書の書式を Web サイトに掲載する。

参考例

- ▷ 市区町村内の各「学校図書館だより」を提出させ、印刷物と配付したり教職員専用サイトで閲覧できるようにしている自治体もある。
- ▷ 「教育委員会だより」に必ず学校図書館関連記事を掲載し、全教員に配付することも効果的である。

3. 8. 啓発・広報

- 学校図書館活用の啓発・広報用パンフレットやポスターを作成したり、「学校図書館」や「子ども読書活動」に特化した Web サイトを作成したり、広報用動画を作成したりして、学校図書館機能の周知、学校図書館活性化の促進に努める。
- 学校図書館関連のコンクールやキャンペーン、イベント等を実施する。
- 市区町村の「教育の日」の行事や「図書館まつり」のイベント等を活用して学校図書館関連の展示・掲示をしたり、発表会を行ったり、優秀校の表彰を行ったりするなど、学校図書館をアピールする。
- 市区町村立図書館と連携して、学校図書館を活用した学習成果物を市区町村立図書館に展示することもできる。

参考例

- ▷ 「全国家読ゆうびんコンクール」を主催することによって、読書活動推進と予算獲得につなげている市もある。
- ▷ 市区町村として、「学校図書館キャラクター」や「学校図書館の歌」を作成して Web サイト等で発信することもできる。
- ▷ 市区町村内の学校図書館の実践報告を市区町村の「教育だより」等に掲載する

など、学校図書館に特化した媒体がない場合は既存の媒体を利用する。

- ▷ 町教育委員会が町商工会議所へ働きかけて、地域資料（地域の昔話）の作成に資金を提供してもらった例がある。地域の企業や団体に働きかけて協力してもらうこともできる。

3. 9. 各教科等担当指導主事との連携・協力

- 各教科等の担当の指導主事に、学校図書館活用により主体的・対話的で深い学びを実現するために、各教科等の教科書への学校図書館活用に関する言及や学校図書館活用事例等を提供して、学校図書館活用を各教科等ごとの年間指導計画に盛り込み実践することを奨励するよう働きかける。

3. 10. ICT 活用教育担当指導主事との連携・協力

- 学校図書館は教育のインフラであり、GIGA スクール構想にも対応できるように、無線 LAN、電子黒板等を普通教室と同様に整備するよう提案し、さらに ICT 活用教育担当指導主事に確認したり働きかけたりする。
また、学校施設担当課等とも協議し、管下の小・中学校の整備・充実に向けて連携を図る。
- ICT 活用教育担当主事と、情報活用能力の概念を共有し、「情報を使う力」を統合的に捉えた指導計画表等を連携して作成する。
- ICT 活用教育担当主事と連携・協力して、印刷資料とデジタル資料・機器の利用に関してバランスのとれた教育が実施されるよう管轄下の学校を指導する。
- 学校における ICT 研修では、学校司書は非常勤職員であることや教員ではないことから研修から除外されている例がある。常勤か非常勤に関わらずすべての教職員に研修の機会を保障するように管理職をはじめ ICT 活用教育担当主事に働きかける。
- 情報活用能力の育成に関して、連携して事業を展開するよう意識する。例えば、情報教育のフォーラムや研修会開催時には、学校図書館担当者にも周知したり、発表することを促したりする。
- 双方の所管する授業研究会に相互に参加し研鑽を積み、情報共有の機会を設ける。

3. 11. ステップアップで取り組もう 市区町村教育委員会のできること

本章で挙げた項目のなかから、特に重要と思われる項目を取り上げて段階的に示しました。優先順位を決めてできることを増やしていきましょう。

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
体制づくり	<input type="checkbox"/> 教育委員会に学校図書館担当主事を置く	<input type="checkbox"/> 各教科担当、ICT担当の指導主事との連携を図る <input type="checkbox"/> 市区町村内の学校図書館関係者との交流・人的ネットワークの構築を図る	<input type="checkbox"/> 学校図書館支援センターを設置する
学校図書館の整備推進	<input type="checkbox"/> 「学校図書館ガイドライン」を周知する <input type="checkbox"/> 「学校図書館図書標準」を達成するよう指導する <input type="checkbox"/> 学校図書館を普通教室と同様のICT環境に整備するよう指導する <input type="checkbox"/> 市区町村立図書館の学校支援サービスを推進する	<input type="checkbox"/> 学校図書館整備のための補助金を予算化する <input type="checkbox"/> 校長を館長として指名・任命するよう指導する <input type="checkbox"/> 11学級以下の学校にも司書教諭を発令するよう促進する <input type="checkbox"/> 学校司書の配置を促進する	<input type="checkbox"/> 司書教諭の授業時数軽減の措置をとるよう校長会に働きかける
学校図書館の活用の推進	<input type="checkbox"/> 校長会へ学校図書館活用を働きかける <input type="checkbox"/> 年度初めに学校図書館経営計画を提出させる <input type="checkbox"/> 学校図書館担当者の研修を実施する	<input type="checkbox"/> 学校図書館活用の研究校やモデル校を指定する <input type="checkbox"/> 司書教諭及び学校司書の(悉皆)研修を計画的・継続的に実施する <input type="checkbox"/> 各種研修会で指導・助言を行う	<input type="checkbox"/> 学校図書館活用促進のためのハンドブック等各種ツールを開発する <input type="checkbox"/> ICT活用教育と統合した指導体系表等を開発する
学校訪問	<input type="checkbox"/> 必要に応じて学校訪問を行い情報交換し実態を把握する	<input type="checkbox"/> 定期的に学校訪問を行い、支援・指導する <input type="checkbox"/> 校内研修会の指導・助言を行う	<input type="checkbox"/> 校内研修会の講師をしたりモデル授業を行ってみせたりする
調査研究評価	<input type="checkbox"/> 市区町村内の学校図書館の現状を調査・分析する	<input type="checkbox"/> 学校図書館に関する研究を奨励する事業を実施する <input type="checkbox"/> 学校評価の指標に学校図書館の授業活用等を含めるように指導する	<input type="checkbox"/> 学校図書館評価表を提出、集約、分析し、課題を明確にする
情報提供啓発・広報等	<input type="checkbox"/> Webサイトや印刷物により各種情報を提供する <input type="checkbox"/> 学校図書館や子ども読書活動に特化したWebサイトを作成する	<input type="checkbox"/> SNSや動画等により各種情報を提供する <input type="checkbox"/> 市町村の行事や広報刊行物等に学校図書館の情報を組み入れる	<input type="checkbox"/> 授業に役立つ情報(授業実践例、リンク集等)を提供する <input type="checkbox"/> ICT活用教育と合同の事業(フォーラム等)を展開する

4. 学校ができること

本章の「学校ができること」は、全体を網羅したものではない。これについては、参考となる資料が多く刊行されているので、それらも併せて参照のこと。

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| 1. 学校図書館の整備 | 4. 教員ができること |
| 2. 校長（館長）ができること | 5. ICT 活用教育の担当者や ICT 支援員との協働でできること |
| 3. 学校図書館担当者（司書教諭と学校司書）ができること | 6. ステップアップで取り組もう |

4. 1. 学校図書館の整備

施設整備

- 学校図書館は、児童生徒の発達段階や動線を考慮してだれでも行きやすい場所に設置し、いつでも利用できるよう常時開館しておくのが望ましい。
- サインや目録類を充実して児童生徒自らが探索できるようにする。
- 学校図書館は、「教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的として」（学校図書館法）おり、加えて、特別に支援を必要とする児童生徒のニーズや、「心の居場所」としてのニーズに十分対応するように整備することが必要である。
- 学校図書館は教育のインフラである。少なくとも1クラス分が授業できるスペースを確保するとともに、無線 LAN、電子黒板等を普通教室と同様に整備し、学校図書館担当者に PC 端末を備えて、ICT 活用教育に対応できるようにする。
- 学校図書館には、担当者が円滑に運営しやすいように電話やメール、コピー機など通信環境を整える。

資料整備

- 学校図書館資料は適切に選択・収集・廃棄を行い、分類配分のバランスのとれたものとし、読書活動や調べ学習、探究学習に十分に対応できるように整備する。

- 学校図書館資料には、「図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。」（「学校図書館ガイドライン」）
- また、「発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジタル図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。」（「学校図書館ガイドライン」）

参考例

- ▷ 図書館が行きにくい場所にあったり、常時開館でなかったりする場合には、目に触れることの多い昇降口などに「現在開館中」などの札を下げるとよい。
- ▷ 児童生徒用昇降口横など便利な場所に返却BOXを置いている学校もある。

4. 2. 校長（館長）ができること

- 学校図書館長である校長は、学校経営において自校の教育およびICT活用教育に学校図書館をどう位置づけるかという学校経営ビジョンを明確にする。さらに学校図書館経営を具体化してビジョンを明確にする。
- 学校図書館の経営には、校長（館長）、副校長・教頭、司書教諭、学校司書、研究主任、ICT活用教育担当者を含めた「学校図書館経営委員会」を設置し全教職員に周知する。
- 学校図書館の校務分掌は、校務部、教育部と同等に位置づけられるように、校務全体を見わたせるところに位置づける。
- 学校要覧の職員の項目に司書教諭や学校司書を明示する。
- 司書教諭は形式的任命ではなく、実質的にその任にあたるように配置する。
- 校務分掌上に学校図書館主任をおく場合は、司書教諭と連携を密にするよう指導する。
- 校長（館長）は、各学級担任や教科担任に学校図書館活用を学級経営や教科計画に位置づけるよう指導する。
- 校長（館長）は、印刷資料とデジタル資料をバランスよく活用するように全校で検討し

- 情報活用能力の育成に関して、資料・情報活用教育と ICT 活用教育を統合して推進する。
- 校長（館長）は、学校評価（教員向け、児童生徒向け、保護者向け）のなかに学校図書館活用教育や ICT 活用教育の項目を入れる。
 - 校長（館長）は、学校図書館を活用した授業やその準備、学校図書館運営等の業務にあたるなど、校務分掌上の配慮をしたり、司書教諭としての活動時間確保のために、司書教諭の授業時数軽減の措置をとったりする。
 - 校長（館長）は、「チーム学校」の一員である学校司書が、教員と同様の勤務環境を有するように配慮する。具体的には、学校内外の各種情報の共有、職員会議への参加、職員室における机の確保、メールやインターネットが利用できる環境の確保、業務に必要な PC および児童生徒と同様の PC 端末の確保等である。
 - 校長は、学校図書館の ICT 化に関して、学校図書館担当者とともに検討し、学校図書館経営委員会等に諮る。例えば、電子書籍や商用データベースの導入、学校図書館 HP の作成など。
 - 校長（館長）は、授業中、休み時間等、学校図書館に頻繁に足を運び、状況を把握し、気づいた改善策や課題を取り上げる。定期的に学校図書館担当者との連絡会を持つ。
 - 学校ホームページ、学校だより、図書館だより等を通して自校の学校図書館教育や読書環境を広報し、学校図書館教育への理解や参画を促すよう学校図書館担当者に指示する。
 - 読み聞かせ、館内外の飾りつけ、新聞記事の切り抜きなどにボランティアを募集し、活用している学校も多い。ボランティアには、学校方針に基づいて行動するよう、校内で知り得た情報は守秘するよう徹底させる。

参考例

- ▷ 校内組織には、学校図書館指導部と ICT 活用教育部、視聴覚資料部の 3 者を統合して「学校図書館情報教育指導部」とし、情報活用能力の育成にあたる例も見られる。
- ▷ 「学校経営の核」として、学校図書館活用教育を位置づけている学校もある。
- ▷ 司書教諭の小学校の複数配置には、低・中・高学年を分担する 3 人配置や、低・高学年を分担する 2 人配置も見られる。
- ▷ 司書教諭のほかに学校図書館担当教員を配置して複数で学校図書館の活用にあたっている学校もある。
- ▷ 教員の自己評価項目に、学校図書館活用授業の目標を入れることを奨励し、年度末にその評価を校長面接で検証している学校もある。
- ▷ 学校司書の教科支援の業務が多いので、学校司書を補助するための「学校図書

館補助員」を雇用しているところもある。

- ▷ 校長が読み聞かせや本の紹介をしたり、校長室に小規模の文庫を作って児童生徒に貸し出したりしている例も見られる。
- ▷ 「子ども読書の日」（4月23日）や「学校図書館の日」（6月11日）などを利用して学校図書館の行事を行ったり、保護者に呼びかけて学校図書館改造を手伝ってもらったりすることもできる。
- ▷ 入学式で司書教諭や学校司書を保護者や児童生徒に紹介し周知を図る。

4. 3. 学校図書館担当者(司書教諭と学校司書)ができること

ここでは、学校図書館担当者として「司書教諭と学校司書」を挙げたが、実際には両者とも発令・配置されていない学校や学校司書の呼称の異なる学校もある。その場合は、「学校図書館担当者」を「図書主任、図書係、読書指導員等」に置き換えて読んでいただきたい。

学校図書館の整備

- 司書教諭と学校司書は、学校図書館を整備する。特に児童生徒が自ら探索できるように、サインや目録類を整備し充実させる。
- 学校図書館を、読んだり調べたりする場だけではなく、「作る場」「発表する場」としても整備する。
- 図書館内だけではなく、学校全体を学校図書館機能である読書環境及び情報提供場所と捉え、展示や掲示を工夫する。
- 学校図書館に ICT 環境を整備し、児童生徒に対して印刷資料からデジタル資料まで多様なメディアによる資料や情報へのアクセスを保障し、普通教室と同様に ICT を活用した学習が展開できるようにする。

学校図書館の運営

- 館長である校長との連絡・相談・報告を密に行い、理解を図る。
- 年度当初に学校図書館経営計画や年間計画を立案するとともに、校内に広く周知し、年度末には各種計画の評価を行い、次年度へ向けて改善する。
- 司書教諭と学校司書は、ICT 機器を利用した学校図書館の運営やサービス、図書館活用教育の指導方法を工夫する。

- 当該学校の Web サイトに「学校図書館のページ」を作成し、有用な情報を一般にも広く提供する。併せて調べ学習や探究学習のためのリンク集を作成したり、書評サイトを紹介したりする。
- 児童生徒の学習成果を保存して、次年度の指導や教育活動に生かす。また、教員の学習指導案や教材等を蓄積して、教員に提供する。
- 学校図書館では、児童生徒の学習成果や教員作成の学習指導案やワークシートなど、自校で作成される資料も蓄積する。それらの資料をデジタル化して自校のデジタルアーカイブを構築することもできる。
- 児童生徒組織（図書委員会など）の指導支援を行う。
- 司書教諭と学校司書は、読み聞かせや飾りつけ等の校内ボランティアの活動を管理・促進し、ボランティア研修を実施する。

学校図書館のICT化

- これまでの学校図書館サービスをできる限り ICT 化するのではなく、印刷資料とデジタル資料・機器を併用することにより、状況（児童生徒の発達段階、習熟状況、学習の目的等）に応じた適切な媒体・機器を使用する。
- 電子書籍や商用データベースの導入等に関しては、学校図書館運営委員会等に諮る。
- 学校図書館担当者は、学校図書館運営委員会等に諮り、学校図書館 Web ページを作成する。
- 児童生徒が使用する PC 端末から、学校図書館へアクセスできるように端末上にアイコンを作成する。
- 学校図書館 Web ページを通して蔵書検索、貸出、予約等ができるようにする。
- レファレンスサービスはメールでも対応できるようにする。
- 学校図書館 Web ページ上には、児童生徒向けに「図書館だより」や「新着図書」、「推薦図書」、「リンク集」、「パスファインダー」などを掲載したり、「読書記録カード」や「情報カード」、「思考ツール」などがすぐにダウンロードできたり、「資料の探し方」や「レポートの書き方」、「感想文の書き方」などのページを作成したりする。リンクを張る際には、リンク先のリンクポリシー等に留意する。
- 学校図書館 Web ページ上には、教員向けに「図書館だより」や「単元資料リスト」などを掲載したり、「読書記録カード」や「情報カード」、「思考ツール」などがすぐにダウンロードできたり、「引用の指導」「資料リストの書かせ方」などの指導方法に関するページを作成したりする。
- PC 端末を利用した図書館オリエンテーションを実施する。
- 教科の単元に適したデジタルコンテンツを提供する。

- 学校図書館担当者は、地域内他校の学校図書館担当者どうし連携・協力して、地域資料に関するデジタルコンテンツを作成したり、リンク集、パスファインダー等を作成したりするとよい。
- 読書活動（例えばビブリオバトルやPOPコンテスト等）にもICTを活用することにより、他校と協働で実施したり、PC端末から参加できるようにしたりする。これまで学校図書館になじみのない児童生徒もPC端末を通して学校図書館利用者となるよう促す。
- 児童生徒の学習成果内容をデジタル化（デジタル・アーカイブ）したり、レポートタイトルをデータベース化したりして、検索できるようにする。
- 教員向けに、デジタルコンテンツの紹介や印刷資料とデジタル資料の違い等に関する校内研修会を開催する。
- 印刷資料とデジタル資料の利用に関しても、カリキュラム・マネジメントの一環として提案する。
- 学校図書館担当者は、学校図書館のICT化を実現するためにICTに関する知識や技術を向上させる。

読書活動・読書指導の推進

- 司書教諭と学校司書は、読書センターとしての機能が発揮できるよう学校図書館環境を整備し、すべての児童生徒にとって入りやすく、ひらかれた場としての学校図書館作りに努める。
- 司書教諭・学校司書は、支援を要する児童生徒や学校図書館をあまり訪れない児童生徒への働きかけにも配慮していく。
- 学校図書館担当者は、本に親しむきっかけとなるような展示、季節や行事、時事問題等をテーマとした展示等、常に変化がある展示の工夫を行い、日常的に児童生徒の読書への興味関心を高める。
- 読書は、言葉の力を育て、思考力、想像力、コミュニケーション力等を育み、生きる力を育てていく。学習指導要領では「読書」は国語科の知識・技能に位置づけられ、「読むこと」は、思考力・判断力・表現力等に位置づけられている。かつ、読書指導は全教科を通じて行うとされている。司書教諭は、学校全体で、そのことを確認しながら、年間読書指導計画を作成する。
- 読む力はすべての基礎である。司書教諭は、言語能力の育成や読書指導は国語科に限らず、すべての教科指導のなかで実施するのが重要であることを、常に教員に働きかける。
- 「朝の読書」など、全校一斉読書を毎日設けるなど、読書できる時間を学校として確保していく。

- 司書教諭と学校司書は、全校で取り組む読書活動・読書指導、例えば、「読書週間」「読書月間」では「お昼の放送・今月の本」「読書ゆうびん」「おすすめの本を紹介しあう」「読書会」「読書ビンゴ」「給食と本のコラボ」などの取組を推進する。
- 司書教諭と学校司書、図書委員会担当者は、図書委員会が主体的な活動で学校全体の読書活動が推進できるように、企画・実施を指導・支援する。
- 教員が個々の子どもの発達にあった適書を選んで、子どもたちと出会わせることができるように、司書教諭と学校司書は支援する。
- 学級担任等の教員による本の読み聞かせや紹介を奨励する。その際の本や本の情報を司書教諭や学校司書は提供する。
- 読み聞かせ・ブックトーク・アニメーション・読書会など、読書を楽しむ、広げる、深める読書指導の具体的な方法を、司書教諭や学校司書は機会あるごとに教員に伝える。
- 学校司書は、授業者の依頼に応じて、授業の一環としての読み聞かせや、ブックトークを行う。
- 学校図書館だより等を通じて、家庭での読書を推進する。また、学校のWeb サイト上に「学校図書館のページ」を設定していくことも大事である。そこに、学校図書館だよりを掲載することもできる。

教科における学校図書館活用の促進

- 司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、資料や情報を活用した授業の例を示し、教員のイメージを高め、学校図書館活用を促進する。
- 年度当初に作成される教科の学習指導年間計画を確認して、学校図書館活用の全校の年間利用計画表を作成し、読書指導や情報活用能力の年間指導計画と連動させる。
- 司書教諭や学校司書は、教科会や学年会に参加して、学習／教授活動の流れを把握したり、学校図書館活用により学習効果があがる単元について提案したりする。
- 学校司書は、学習／教授に必要な資料・情報を収集・整備する。また、それらの資料リストやリンク集等を作成して教員や児童生徒に提供する。
- 司書教諭や学校司書は、必要に応じて、学校図書館を活用した授業に参加する。

情報活用能力の育成

- 司書教諭と学校司書は、情報活用能力の育成を推進する。その支援・指導は、①「図書館利用指導（オリエンテーション）」から始まり、②特定の情報源の利用指導、③特定のテーマに関する情報源とプロセスの指導、④情報活用プロセス全体にわたる指導、へと進んでいく。
- 司書教諭は、情報活用能力育成のリーダーとして、その指導が教科横断的に計画的・系

統的に推進されることを目的に、年間指導計画や指導事項体系表を全校で作成するよう働きかける。また、情報活用能力の育成の面からカリキュラム・マネジメントを提案する。

○調べ学習や探究学習のためのマニュアルや思考ツール、情報カード等を、司書教諭や学校司書が中心となって作成・整備して、児童生徒や教員が必要な時にいつでも利用できるように備える。ツールは、現物を図書館内の所定の場所に置いたり、共有のパソコンファイルに保存して、教員が必要に応じて編集して使えるようにしたりしておく。

校内研修

- なぜ学校図書館が必要か自校の学校図書館の特色や方針実態を把握して明確にする。それらを基準情報として、全教職員で共有する。
- 学校図書館は、①読書活動・読書指導を行う（読書センター機能）、②教科で資料・情報を活用して学びを豊かにし深める（学習センター機能）、③情報活用能力を育成する（情報センター機能）という大きく3つの機能があることを、校内全体に周知する。
- 司書教諭や学校司書は、自治体等の研修で学んで得た知識や技術を必要に応じて全教職員に伝える。
- 司書教諭と学校司書は、教職員に対して、読書活動や読書指導、調べ学習に関する情報を提供し、校内研修会を開催して、読書活動や調べ学習を促進する。

参考例

- ▷ 授業内容を把握・確認し、準備したり授業者と学校図書館担当者の打合せを円滑にしたりするために、全教科の教科書を学校図書館に備えている学校も多い。
- ▷ 年度初めの「学校図書館だより」には、館長の紹介や挨拶、司書教諭や学校司書の紹介を掲載して、校長が館長であることや学校図書館担当者の周知を図る。
- ▷ 学校図書館のキャラクターを作ったり、学校図書館に名前をつけたりといった取組も行われている。キャラクターは学校図書館だよりに掲載したり、キャラクター人形を作ったりといったことに活用できる。ある学校では、「キリン」の人形を大きく作って館内に置いたら、次第に家族（父キリン、母キリン、子どもキリン）が増え、「キリンの日」を当該学校の図書館の日としたといった例もある。
- ▷ 学校図書館の予算不足を補うために、百科事典や書架を卒業生記念品として寄贈してもらったり、バザーや資源回収により資金集めをしたりする例もある。
- ▷ 学校図書館のほか教員や保護者、ボランティアによる学級文庫を整備しているところもある。

- ▷ 英文多読用図書を電子書籍で提供している高校もある。
- ▷ 高校では、「総合的な探究の時間」での学習やレポート作成のために「新書マップ」「CiNii」などの Web 上のデータベースを利用したりしている。また、「青空文庫」や書評サイトを紹介している例もある。
- ▷ 百科事典で調べさせてからインターネットで検索させる，という方針をとっている学校もある。
- ▷ レポート作成の際，中学校 1 年生には印刷資料で調べさせ，2 年生には Web 上の資料・情報も利用させるというように，発達段階に応じた資料・情報活用の指導を行っている学校もある。

4. 4. 教員ができること

資料・情報の活用

- 教員は，教科書や資料集のほかに多様な資料や情報を利用して学習活動を展開し，児童生徒の思考に働きかけ，思考を深めるように指導する。
- 学校図書館活用の年間計画を確認し，各自の担当領域と他教科領域の資料・情報活用との関連に留意する。
- 資料・情報の活用には，例えば以下のような類型があり，印刷資料からデジタル資料，Web サイトの資料まで多様な資料・情報がある。
 - ・読書材
 - ・教材として利用する資料
 - ・学習テーマを深める・豊かにする資料
 - ・調べ学習や探究学習に利用する資料
 - ・制作の見本となる資料
 - ・個々の児童生徒のニーズに即した資料
- 教員は，印刷資料の利用とデジタル資料・機器の利用によって児童生徒に育つものの違いを認識する。
- 児童生徒に PC 端末で学校図書館蔵書や外部資料を検索させた後に，学校図書館を利用させるなど，PC 端末から学校図書館サイトを利用しての情報入手もすすめる。

読書活動・読書指導

- 教員は、授業内外において読書活動を展開するようにする。特に小学校低学年からの朝や下校時の読み聞かせを継続し、加えて授業内に本の紹介をするなど、折に触れて本を話題にした活動を行う。
- 読書指導は国語科のみで行うのではなく、全教科、学校全体で行うべき指導であることを認識する。
- 教員は個に応じた読書指導を行うことを大切にす。
- 教員が、折に触れ、本の話をしたり実際に本を見せたりして、児童生徒の読書へのきっかけ作りをしていく。
- 読書指導は、読む態度を養うだけでなく、読んで思ったことを伝え合えるような機会、例えば、一言感想、日直のスピーチなどを日常的に設けていく。
- 読書の楽しさを味わわせるとともに、児童生徒に読書の意義を認識させる。
- 学年だより、保護者会等を通じて、家庭に読書の意義を伝え、家庭での読書活動の取組を推進していくように働きかける。
- 教員は、自らの読書生活も大切にす。

探究的な学習

- 探究的な学習においては、資料を利用するだけでなく、探究のプロセスの指導・支援がなければならない。
- 探究的な学習の指導において、学習のテーマを深め広げる教員と、資料・情報を提供しその利用を支援する司書教諭と学校司書の3者が共に探究プロセスに関わることが効果的である。

この指導・支援においては、児童生徒への言葉かけやオープンクエスチョンが不可欠である。特に年少の子どもたちには、「思い出す」「要約する」「言い換える」「広がる」ように質問していく。例えば、「覚えていることはどんなこと?」「どの部分について話したい?」「あなたの言葉で話してみて?」「ほかに知っていることはある? ほかに何が知りたい?」などである。
- 探究的な学習の指導において、発達段階に応じて、言葉かけのほか次のことに留意する。

児童生徒が、

 - ・調べてわかったことなどを絵や図にして可視化し他の児童生徒と共有する。
 - ・概念を調べたり関連づけを行ったりして考える。
 - ・探究プロセスにおいて思考したことを言葉で表現する。
 - ・探究のプロセスのどの段階にいるか、自分が何を必要としているのかを認識する。

- ・児童生徒が協働したり話し合ったりする活動を行う。

学校図書館担当者への情報提供と依頼

- 教員は、児童生徒に学校図書館の利用を伴う課題等を課した際には、適切な資料の用意ができるように、その旨を司書教諭や学校司書に連絡する。
- 教員は、司書教諭や学校司書に資料や情報について相談したり教材作成の協力を依頼したり、学習指導案や実践事例、情報源等の提供を求めたりする。
- 学年だより等を学校図書館担当者にも配付して学習の進捗状況を共有する。学年会や教科会に学校図書館担当者も参加できるとよい。
- 教員は、必要な資料・情報を学校図書館から提供してもらおう。自校の学校図書館に所蔵されていない場合は、公共図書館や他機関から相互貸借してもらおう。
- 教員は、必要に応じて、司書教諭や学校司書に読み聞かせやブックトーク、チーム・ティーチング等を依頼したりする。

参考例

- ▷ 教員が、日常的に読み聞かせや本の紹介ができるように、職員室に本コーナーを設けて、季節や行事に応じた本などをおいている学校もある。
- ▷ 週案を開示して、学習の進捗状況を共有している学校もある。
- ▷ 「読書週間」「読書月間」の取組では、図書委員会以外のすべての委員会が読書との関連した取組を行っている学校もある。例えば、保健員会は健康に関する本、給食委員会は食に関する本、栽培委員会は植物に関する本を紹介したり、関連する本から得た内容をポスターや新聞にしたりする等、全校をあげての取組としている。

4. 5. ICT 活用教育の担当者や ICT 支援員との協働でできること

情報教育とは、児童生徒の情報活用能力の育成をめざすものである。それには、学校図書館の活用と ICT の活用が必要である。

- 「学校図書館ガイドライン」について共有する。

- 「情報活用能力」の概念に関して、学校図書館担当者及び ICT 活用教育の担当者同士で共通認識を共有し、情報活用の一連の流れのなかで、情報活用能力の育成が進むように計画・実施する。
- 情報活用能力の育成に関して、学校図書館活用担当者は情報の内容面について主に分担し、ICT 活用教育担当者は、情報の技術的面について主に分担する。
- 学校図書館担当者が、ICT 機器を十分に活用してサービスしたり指導・支援したりできるように、ICT 支援員と相談できる環境・体制を整える。
- 「教育の情報化」に関して、校内で協働して研修会を開催する。

参考例

- ▷ 1人1台端末時代に対応して、PC 端末上に「学校図書館」のアイコンを作成して、蔵書検索をしたりパスファインダーを見たり、リンク集を利用したりできるようにする。また、「読書記録カード」や「情報カード」「図書館クイズ」などを掲載して児童生徒や教員がすぐに使えるようにする。
- ▷ 学校のホームページ上には「学校図書館だより」などを掲載する。
- ▷ 休校中の「学校図書館だより」に、本の紹介や学習内容に関わる Web サイトを紹介し役立てた学校もある。
- ▷ PC 端末に読書記録をつけることもできる。
- ▷ コミュニケーションツール（Zoom，Teams 等）を使って、教員，児童生徒同士や他校児童生徒と読書交流することも可能である。

4. 6. ステップアップで取り組もう 学校ができること

本章で挙げた項目のなかから、特に重要と思われる項目を取り上げて段階的に示しました。優先順位を決めてできることを増やしていきましょう。

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
学校図書館の整備	<input type="checkbox"/> サインや目録類を充実して児童生徒自らが探索できるようにする <input type="checkbox"/> 学校図書館で授業ができるスペースを確保し、普通教室と同様のICT環境を整備する	<input type="checkbox"/> 資料の分類配分のバランスをとり、読書活動や調べ学習、探究学習に対応できるようにする	<input type="checkbox"/> 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた資料（例えばLLブック、マルチメディアデジター図書等）を整備・充実する
校長（館長）ができること	<input type="checkbox"/> 学校図書館運営のための委員会を、校長、教頭、司書教諭、学校司書、研究主任、ICT活用教育担当者を含めて設置する	<input type="checkbox"/> 司書教諭の授業時数を軽減する <input type="checkbox"/> 学校司書の勤務環境を教員と同様に整備する <input type="checkbox"/> 学校評価に学校図書館活用教育の評価を含める	<input type="checkbox"/> 学校図書館活用教育とICT活用教育を統合して推進する
学校図書館担当者ができること	<input type="checkbox"/> 読み聞かせや展示等、読書推進のための活動を工夫する <input type="checkbox"/> 利用指導を実施する <input type="checkbox"/> 公共図書館や他機関と連携して、教科学習等で必要な資料を提供する	<input type="checkbox"/> 教科学習等における図書館活用を推進する <input type="checkbox"/> 教科における年間図書館活用計画を作成する <input type="checkbox"/> 読書指導年間計画を作成する	<input type="checkbox"/> 情報活用能力の年間指導計画を作成する <input type="checkbox"/> 教科学習においてティーム・ティーチングを行う <input type="checkbox"/> 校内研修会を開催する
教員ができること	<input type="checkbox"/> 日常的に児童生徒に読み聞かせを行ったり本の紹介をしたりする <input type="checkbox"/> 学校図書館担当者へ資料・情報の相談や提供依頼等をする	<input type="checkbox"/> 授業において多様な形で資料を活用し、児童生徒の思考力等を高める	<input type="checkbox"/> 探究的な学習の指導方法を研修し、児童生徒の情報活用能力を育成する
ICT担当者との協働	<input type="checkbox"/> 情報教育の概念を共有する	<input type="checkbox"/> 学校図書館サービスと学校図書館活用教育のICT化を充実させる	<input type="checkbox"/> 情報教育における情報活用能力と学校図書館における情報活用能力の指導事項体系表や年間指導計画表等を統合する

学校図書館ガイドライン

別添 1 「学校図書館ガイドライン」：文部科学省 (mext.go.jp)

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

1. 学校図書館の目的・機能
2. 学校図書館の運営
3. 学校図書館の利活用
4. 学校図書館に携わる教職員等
5. 学校図書館における図書館資料
6. 学校図書館の施設
7. 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

- 学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。
- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが

望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。

- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。
- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を

- 達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たるとも有効である。
 - また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

1. 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

2. 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3. 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4. 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白に

なった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

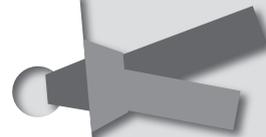
- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読

書に対する関心・意欲・態度，学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては，アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが，それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備，予算，人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

指導主事や指導的立場の 先輩・現役の方々からのメッセージ



まず、すべては、所管地域の学校図書館教育の現状を知ることからスタート。今やらねばならないことはもちろん、学校図書館担当として、今しかできないこと、今だからできることを見据え、気概をもって業務に臨むことがやりにがいに繋がるはずです。

今学校図書館の活用促進には何が必要なのか、司書教諭や学校司書のためにどんな研修を行うべきなのか悩みます。自分一人で悩んでいても解決の糸口は見えてこないで、周囲の方々に相談し進めています。

市からの調査項目に計画類や司書教諭の発令状況、時間の確保、仕事の内容などを入れ毎年実施しました。また、3月には、各校宛てに、司書教諭の活動時間確保と校務分掌上の配慮への依頼文を送付しました。このことで、12学級以下の司書教諭発令、学校によっては複数発令、また、時間の確保が進みました。管理職への啓発もでき、担当者が自覚をもち、学校司書と共にチームとなって活動できる体制が整うようになったと思います。

教育委員会では「学校図書館活用実践例」としてリーフレットを作成し、教員に配付しました。学校司書がリーフレットをもとに教員と話をすることによって、授業の中で図書館活用が進むきっかけになりました。各学校で作成することが難しい年間計画も、このリーフレットをもとにして各学校の実態に合わせた実践を行うことができます。

研修で、ワークショップ形式の演習を加えたところ好評でした。

学校司書の研修で、調べ学習のワークショップを実施した際は、学校司書が選んだ本から調べたものとテーマを設定した授業者の意図に差異がありました。

このことを体験することで、学校司書と司書教諭、授業者との協議を密に行う必要性を実感することができました。

県主催の研修会に実践事例を持ち寄っていただき、グループで共有するとともに、選考の上、好事例として県のホームページに掲載しました。

「学校図書館ガイドライン」にも明記された「学校図書館長としての校長の役割」をアピールしてください。

校長になっても、その役割を全く知らないという人がとても多いのが現実です。校長の役割、また、校長自らがかがわっていくことがなぜ重要なかをもっと知らせるべきだと思います。本書にある「校長（館長）ができること」は、「すべきこと」として位置づけてほしいと思います。教育指針に盛り込むくらいの思いを持ち、現場の指導に臨んでほしいと願います。

市で関係者と共に体系表を作成し、繰り返し活用について呼びかけました。教科書をもとにし、市内で共通なので、共通理解を図りやすく、授業改善に結びつきました。新教科書にあわせ版を公表、活用しながら修正を加え継続されています。

現在、各校の学校図書館を視察し、学んでいる最中です。実際に自分の目で見て、管理職や司書教諭、学校司書の方からお話を伺うことで多くの学びを得ることができています。

学校種の違いを越えた指導主事どうしの連携が必要です。もっと幼児教育、義務教育、高校教育、特別支援教育の担当で情報交換し、系統的な学校図書館教育を意識すればよいと思います。

県・市町村教育委員会の学校教育指針に「学校図書館の機能の活用」を明記する働きかけをしましょう。

「主体的・対話的で深い学びを推進する授業改善を」といった文言が教育委員会が作成する教育指針に当たり前のように出てきます。その中に「主体的・対話的で深い学びを実現するためには、学校図書館の機能の活用を」といった内容を追加するよう、担当指導主事として働きかけてほしいと思います。

教育委員会情報担当と学校図書館担当が別々であり、学校現場でも全く別のもので捉えられています。

GIGA スクール構想が単に一人1台端末を持つことではなく、情報教育を核に学校図書館がどんな役割を果たしていけばいいのかきちんと捉え、「学校図書館を活用した情報教育」という視点を持ち、教育委員会から発信していきたいと思っています。

パソコンですべてを済ませようとする教員がいることを念頭に、初任研や中堅教員の研修でリテラシー教育を行うべきです。大人だから知っている、わかっているは禁物。スマホの情報しか知らない世代が増えていて、教育者になっているという事実を受け止めてほしいと思います。

学級間の格差を感じた例として、調べ学習というとPC室に行く（今は端末で）学級と、インターネットで得た情報を図書館で検証する学級が同じ学年で存在する現状があります。ウィキペディアから調べることには注意しない教員の学級では、スルーされる疑問が、図書館で検証する学級では児童の課題に挙がってくる差を考えると、道具を渡したから、あとは教員にお任せにしないで、教育委員会主催の基本を押さえた教員研修をしないと、児童生徒に今後大きな問題が生じるのではないかととても危惧しています。

〈協 力 者〉

下記の方々をはじめ多くの指導主事や指導的立場の現役や先輩の方々に、本書の原案をご覧いただき、示唆に富んだたくさんの方の提案やコメントを頂戴いたしました。ここに心から御礼と感謝を申し上げます。

荒木 正寛	上越教育大学総務課長
飯塚 良治	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
落合 哲平	埼玉県三郷市教育委員会指導主事
小野田文雄	滋賀県学校図書館協議会顧問
笹間ひろみ	千葉県柏市教育委員会学校図書館コーディネーター
鎌田 和宏	帝京大学教育学部教授
北堀 礼子	香川県立石田高等学校校長
佐藤 敬子	全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
高橋 貴子	千葉県袖ヶ浦市立総合教育センター研究指導主事
富永香羊子	千葉県市川市立曾谷小学校校長
中川 美佳	宮城県仙台市立南光台東中学校教頭
中村 伸子	白百合女子大学非常勤講師
仲本 由加	静岡県総合教育センター主査
奈良 史香	東京都杉並区立済美教育センター学校図書館支援担当
根本 佳子	千葉県袖ヶ浦市教育委員会指導主事
間 久美子	鳥取県立図書館支援協力課学校図書館支援センター 学校図書館支援員，併高等学校課指導主事
林 良子	元島根県松江市学校図書館支援センター教育指導講師， 全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー
平川 了二	鹿児島県指宿市立今和泉小学校校長
堀部 尚久	横浜市立川上小学校校長
槇川 亨	大分県竹田市教育委員会指導主事
守屋 明美	神奈川県大和市教育委員会学校図書館スーパーバイザー
柳田 典子	京都市教育委員会京都市教育相談総合センター専門主事

*所属は2021年5月現在
(敬称略・五十音順)

〈全国学校図書館協議会 指導主事研修委員会〉

委員長 堀川 照代（全国学校図書館協議会理事，放送大学客員教授）
五十嵐優美子（青森県教育庁指導主事）
神澤登美子（全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー）
竹村和子（全国学校図書館協議会事務局長・研究調査部長）
舘山知昭（前・青森県教育庁指導主事，現・青森県平川市立平賀
東中学校教頭）
福田孝子（全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー）
村山正子（全国学校図書館協議会学校図書館スーパーバイザー）
事務局 井藤由喜（全国学校図書館協議会研究調査部）
米谷まどか（全国学校図書館協議会研究調査部）

文部科学省委託事業

指導主事の資質・能力向上と指導主事ネットワークの構築に関する取組

1人1台端末時代の学校図書館担当指導主事の仕事と知識

「学校図書館の整備」から「ICT担当者との協働」まで
教育委員会ができること，学校ができること

2021年9月 初版発行

編著者 全国学校図書館協議会
指導主事研修委員会

発行者 設楽敬一

発行所 公益社団法人全国学校図書館協議会

〒112-0003 東京都文京区春日2-2-7
TEL.03-3814-4317(代) FAX.03-3814-1790

©Japan School Library Association 2021